

变更案

# 樋原市景観計画

樋 原 市

## 権原市景観計画 目次

1. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	1
1-1 権原市の景観の特性	1
1-2 景観形成に関する全体基本方針	2
1-3 景観計画区域	4
1-4 エリアごとの景観形成方針	6
1-5 景観形成に関する重点テーマ	11
1-6 景観形成の実現に向けて個々の建築・開発行為が配慮すべき事項	15
2. 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項	16
2-1 対象となる行為及び措置の基準	16
2-2 良好的な景観形成のための行為の制限	2021
3. 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針	3640
3-1 景観重要建造物の指定方針	3640
3-2 景観重要樹木の指定方針	3640
4. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	3741
4-1 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項	3741
4-2 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限事項	3741
5. その他景観形成に関する事項	3741
参考) 色彩基準	3842

## 1. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### 1-1 檜原市の景観の特性

檜原市は、古代の藤原宮跡、中世からつづく今井町・ハ木町などの町並み、そして大和三山や飛鳥川などの豊かな自然といった財産に恵まれた美しい風景を持つ都市である。市では、こうした自然・歴史的景観との調和、都市的な魅力の創出などを念頭に、檜原らしい景観形成に向けた景観づくりの方針として、平成14年5月に「檜原市景観形成ガイドプラン」を策定している。

「檜原市景観形成ガイドプラン」では、檜原市の景観形成のあらゆる場面で原則として位置付けられるべき本市の景観特性として、以下の3点を挙げている。

#### ①空間的な連続性 “都市と自然”

檜原市内では市街地、田園集落、山並みや河川などの様々な要素はそれぞれ単体として見られるのではなく、重なり合ってひとつの大きな景観になる。これは、奈良盆地の南端に位置し、市内の大部分が平地で視界が開けているという特徴とこれらの様々な要素が近接しているという特徴によっている。そのため、個別の要素を考えるだけではなく、空間的に連なった時に全体としてどのような景観になるかという視点で考えることが重要である。

#### ②歴史的な連続性 “歴史と現代”

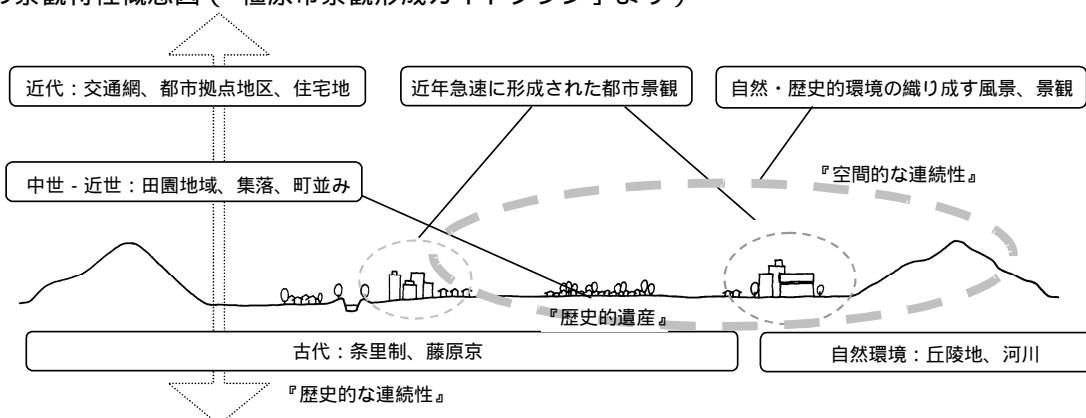
積み重ねられた歴史を象徴するように、檜原市内では中心部には駅周辺の近代的商業地区と今井町やハ木町などの中世以来の歴史的市街地が、また、郊外では戦後形成された住宅地と中世以降の環濠をめぐらせた農業集落が、隣り合って存在している。

様々な時代の特徴的な市街地景観が現代に共存しているという特性は歴史の多様性を見せる反面、隣接する場合には調和や連続性をどのように作り出すかが重要である。

#### ③歴史的遺産 “歴史が遺してくれたもの”

まち全体に見られる長い歴史の積み重ねの中でも、特に歴史的な意義が強く、地域のシンボルとなっている遺産が市内には点在している。藤原宮跡や大和三山、飛鳥川などは景観の骨格となっていると言え、また、今井町や一部の歴史的集落には建築、町並み的に特徴的なものがある。これらは、檜原の景観にアイデンティティを与えて重要な要素であり、景観形成の核として保全していくことが重要である。

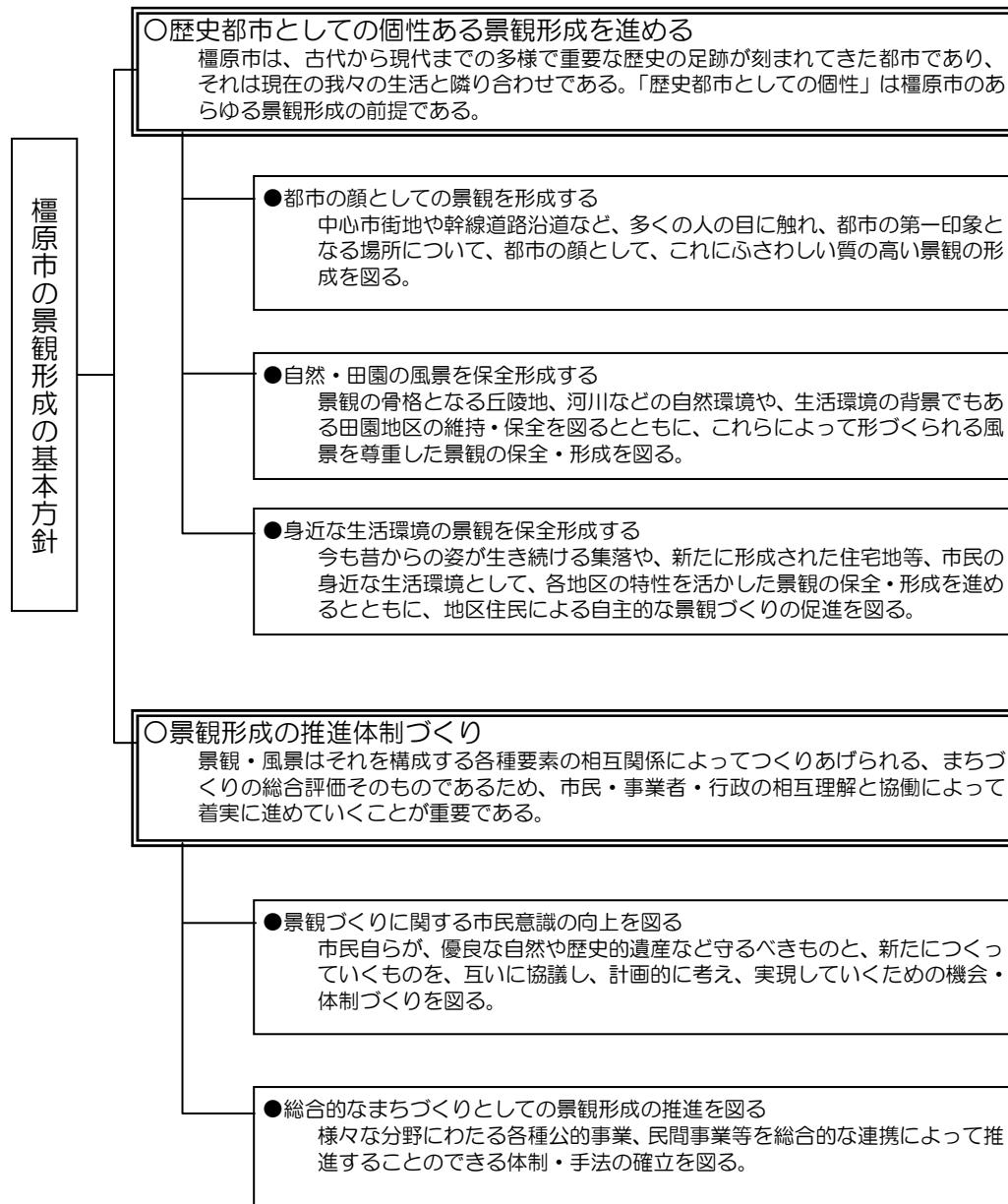
檜原市の景観特性概念図（「檜原市景観形成ガイドプラン」より）



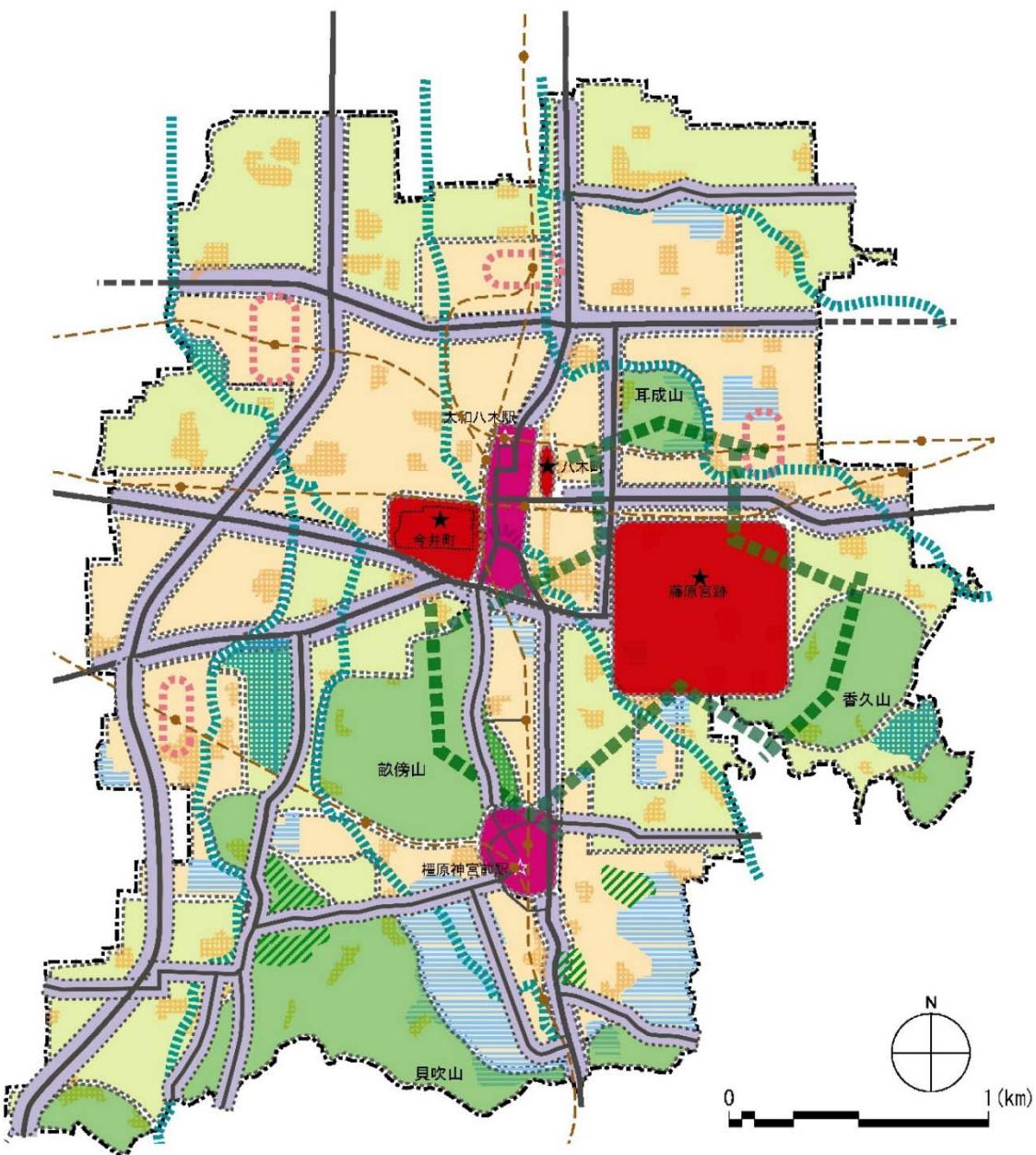
## 1-2 景観形成に関する全体基本方針

権原市全体の景観形成の基本方針として、「権原市景観形成ガイドプラン」で示した「**歴史都市としての個性ある景観形成を進める**」と「**景観形成の推進体制づくり**」の2つを柱として掲げるものとする。また、これに基づく市全体の景観形成基本方針図を次ページのとおりとする。

図 権原市の景観形成の基本方針（「権原市景観形成ガイドプラン」より）



## 景観形成基本方針図



凡例	
自然景観の保全、整備	
山地景観の保全、整備	
河川景観の整備	
歴史的景観の保全、整備	
独特的歴史的景観の保全、整備	
歴史的集落景観の保全、整備	
自然環境と一体となった歴史的遺跡の保全	
大和三山の眺望保全	
中心地区の景観形成、整備	
幹線道路沿道の景観形成、整備	
田園風景の保全、整備	
まとまりのある農地の維持保全	
農地と歴史的集落の一体化した田園風景の保全、整備	
住宅地の景観づくり	
計画的住宅地景観の保全	
生活拠点の景観形成、整備	
主要な公共施設の景観整備、デザイン	
大規模都市公園及び周辺地区的景観整備	
主要幹線道路の景観整備	
建設中及び新規建設道路の景観整備	

### 1－3 景観計画区域

景観形成に関する全体基本方針をふまえ、今後もこれまで受け継がれてきたかけがえのない自然・歴史的景観を守り、活かし、個性的で魅力ある橿原の景観を創り受け継いでいくため、橿原市全域を景観計画区域とし、橿原市の景観像を市民全体で目指していくものとする。

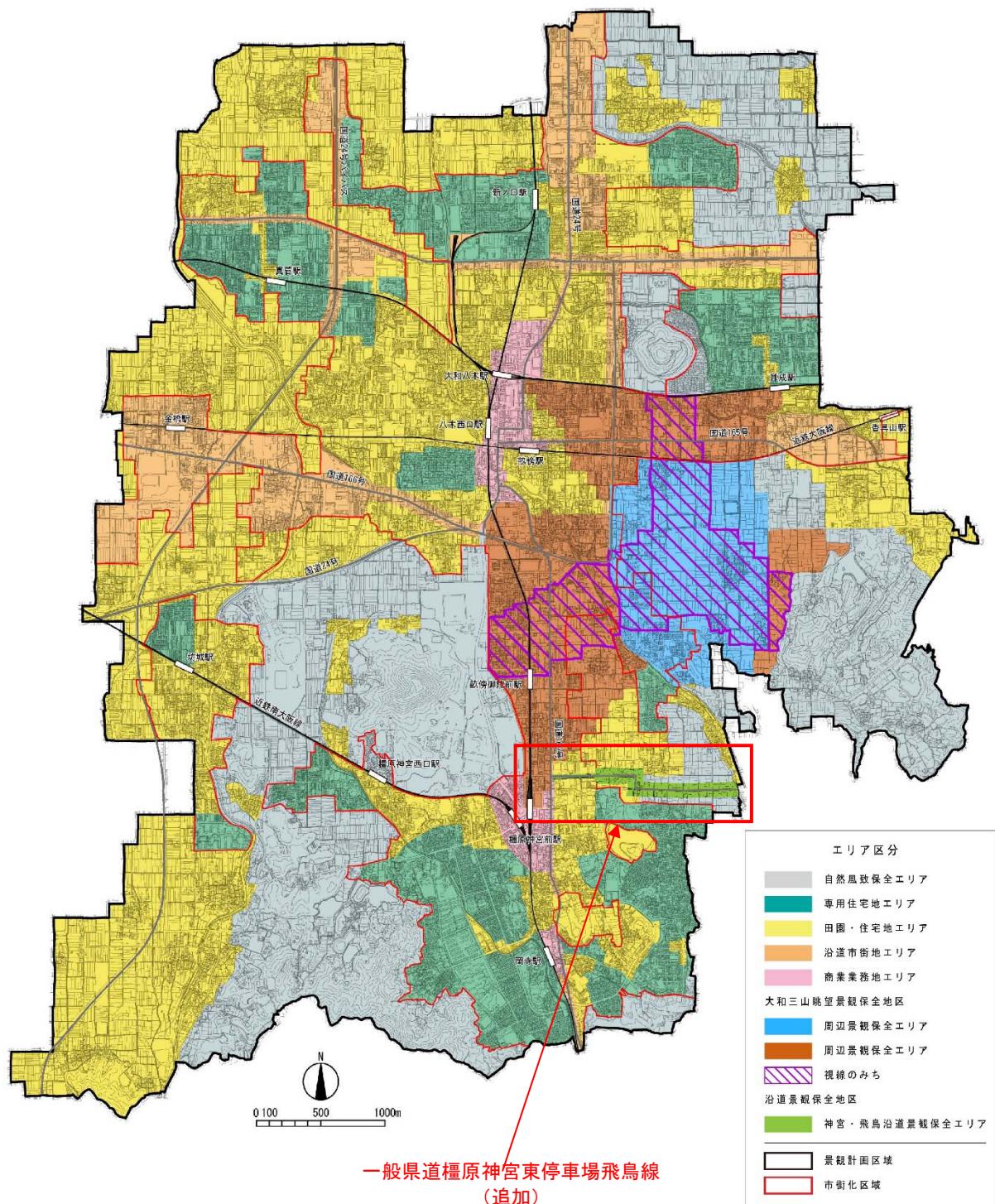
そのため、藤原宮跡から眺める大和三山は本市を代表する歴史的風景のシンボルとしてその眺望の確保に努めるとともに、眺望の場である藤原宮跡と周辺の一体的な修景をはかるため大和三山眺望景観保全地区を指定し、視点場からの距離等により2つのエリアを設けることとする。

また、大和三山眺望景観保全地区以外の一般地区としては、景観形成の推進を地域特性に応じて行うため、土地利用やそこに立地する建築物の用途や形態等を条件付ける要素である都市計画（用途地域及びその他各種の規制）の内容を基盤として、以下の5つの基本的なエリア区分を設けることとする。

エリア区分		対象となる地域
一般地区	(1)自然風致保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区(1種～4種)</li> <li>・風致地区と重複しない歴史的風土保存区域(南山町付近)</li> <li>・貝吹山景観保全地区</li> <li>・市街化調整区域のうち容積率指定が200%未満の地区 ((6)、(7)、(8)に該当するエリアを除く)</li> </ul>
	(2)専用住宅地エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種低層住居専用地域</li> <li>・第一種中高層住居専用地域 ((1)、(6)、(7)、(8)に該当するエリアを除く)</li> </ul>
	(3)田園・住宅地エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種住居地域</li> <li>・第二種住居地域</li> <li>・近隣商業地域 (以上は幹線道路沿道の指定する部分を除く)</li> <li>・準工業地域(幹線道路に接しない一部区域)</li> <li>・市街化調整区域のうち容積率指定が200%以上の地区 ((1)、(6)、(7)、(8)に該当するエリアを除く)</li> </ul>
	(4)沿道市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種住居地域</li> <li>・第二種住居地域</li> <li>・近隣商業地域 (以上のうち、幹線道路沿道の指定する部分)</li> <li>・準住居地域</li> <li>・準工業地域(幹線道路に接しない一部区域は除く)</li> <li>・工業地域 ((6)、(7)、(8)に該当するエリアを除く)</li> </ul>
	(5)商業業務地エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地域 ((6)、(7)、(8)に該当するエリアを除く)</li> </ul>
大和三山眺望景観保全地区	(6)周辺景観保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場として指定した歴史的風土特別保存地区(第1種風致地区)の周辺おおむね500mの範囲を基準に設定</li> </ul>
	(7)遠望景観保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場として指定した歴史的風土特別保存地区(第1種風致地区)と三山の頂上を結んだラインの左右30°に囲まれた範囲が最も広くなるように設定</li> </ul>
	視線のみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(6)、(7)のうち、視点場から大和三山の1/2高さを結んだ範囲</li> </ul>
沿道景観保全地区	(8)神宮・飛鳥沿道景観保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般県道橿原神宮東停車場飛鳥線(県道124号)の道路境界線から市街化区域においては10m、市街化調整区域においては50mの範囲を基準に設定</li> </ul>

※ただし、これはあくまでも現行の都市計画に基づく基礎的な区分であり、今後、地域住民等の参加を得ながら地区の個性に応じて、独自の景観形成方針や基準を持つ新たなエリア区分を設けることも可能であることとする。

## 景観計画区域及びエリア区分



#### 1－4 エリアごとの景観形成方針

景観計画区域のエリアごとの景観形成方針及びそれぞれの景観要素（景観形成基本方針図にもとづく）ごとの景観形成方針について、次ページ以降に示すとおりとする。

市内の個別の場所における景観形成は、エリアごとの方針とともに、その場所が持つ具体的な景観要素ごとの景観形成方針を踏まえて行うことが求められる。

## エリアごとの景観形成方針（一般地区）

エリア区分	エリアごとの景観形成方針
(1)自然風致保全エリア	<p>檜原の風景の基盤とも言うべき、郊外の田園や丘陵等の自然景観を保全していく。</p> <p>また、大和三山や貝吹山等の歴史を伝える景観は、これまでの風致景観保全の取り組みを引き続き行い、その環境を周辺と一体的に保全することを目指す。</p> <p>エリア内の集落・住宅地等については、これらの自然風致景観を踏まえ、現状の良好な景観の維持に努める。</p>
(2)専用住宅地エリア	<p>白樺ニュータウンを代表として、主に計画的住宅地として開発されてきた地域であることを踏まえ、住宅地・生活環境としての落ち着いた景観を形成していく。</p> <p>特に、計画的住宅地としてまとまって開発された地区にあっては、建設時またはそれ以後培われた緑や建築的なまとまり、ルールについて良好な状態を維持していく。</p>
(3)田園・住宅地エリア	<p>もともと田園地帯であった場所が市街地化した地域が大部分であり、伝統的な農村集落から近年建設されたマンションまで様々な時代の建物が混在している。</p> <p>歴史的な集落や駅周辺等の近隣商業地域等、既成の市街地を地域の生活拠点として育て、それらの周辺においては、田園と調和する落ち着きとゆとりのある景観を形成していく。</p> <p>また、多様な規模・形態の建物が混在する可能性のある地域において、既存の生活環境を圧迫するような規模や形態意匠の行為を防ぐ。</p>
(4)沿道市街地エリア	<p>大規模な商業・サービス・工業施設等が立地し、自動車交通を中心として多くの人たちの目に触れる可能性の高い場所である。</p> <p>遠望の山並みや後背の田園風景など、広域的な見通しの利く景観を背景としていることから、賑わいと共にそれらへの調和を重視した景観を形成していく。</p> <p>また、幹線道路という性格上、自動車中心の場所となりがちであるが、歩行者、自転車利用者にとって歩きやすく、走りやすいよう、歩道空間の景観形成に努める。</p>
(5)商業業務地エリア	<p>主要鉄道駅や幹線道路結節点等の交通拠点を中心として、商業・業務施設が立地している地域であり、交通拠点や公共施設を中心としたまとまりある景観づくりや賑わいのある歩行者空間づくりが重要な課題となっていることをふまえ、檜原の中心市街地、公共施設立地地区としてふさわしい景観形成を目指す。</p> <p>また、エリアに隣接する歴史的な町並み、檜原公苑、飛鳥川などの周辺の景観資源への配慮が求められる。</p>

## 景観要素ごとの景観形成方針（一般地区）

	エリア内に含まれる景観要素	景観要素ごとの景観形成方針
自然風致保全エリア	山地	奈良県自然環境保全条例において示されている「新沢千塚を中心とした古墳群並びに貝吹山を主峰とする森林及び丘陵により形成される景観の保全」を進めていく。
	名勝大和三山	各種風致地区における風致保全の方針を尊重し、古来より親しまれてきた名勝としての山容の維持のため、植生の維持や散策路周辺等の景観形成を進める。
	田園	良好な田園風景の維持のため、農業環境の維持・形成を進める。田園地域内の建築行為等や土地の形質の変更については、極力目立たないようデザインの配慮や緑化修景を行う。
	歴史的集落	旧来の歴史的集落の景観を保全していく。特に、周囲を田園に囲まれ、遠くから一体的に眺められる集落も多いため、屋根並みや生垣、石垣など、集落の美しい外観を維持していく。
	計画住宅地	名勝の一つ耳成山に隣接する計画住宅地であることから、敷地内の緑や生垣等をできる限り維持し、緑豊かな住宅地景観を維持していく。
	大規模都市公園・緑地	周辺の自然的景観と一体的な、市民が憩うことができる空間作りを目指す。 施設等の建設にあたっては、周辺の自然環境に配慮した立地、デザインを行う。
専用住宅地エリア	田園	良好な田園風景の維持のため、農業環境の維持・形成に努める。
	今井町	伝統的建造物群保存地区としての歴史的な町並み景観の保存整備の取り組みを継続していく。 また、周辺部分についても歴史的な町並みに調和した景観形成を進めていく。
	歴史的集落	旧来の歴史的集落の景観を保全していく。
	計画住宅地	計画的住宅地の落ち着いた景観を維持していく。特に、敷地規模や緑化、壁面後退など、住宅地ごとの特性を生んでいる事項についてのルールや基準を維持していく。
	一般市街地 (住宅地・地区生活拠点)	隣接する計画住宅地との調和に努め、落ち着いた住宅地景観を形成する。
田園・住宅地エリア	山地	自然環境を維持し、貝吹山や周辺の田園と一体的な景観を形成する。
	田園	市街地内、特に歴史的集落に隣接するものはできる限り保全していく。 市街化調整区域内のまとまりある農地については、まばらな転用等による田園景観の悪化を防ぐ。
	古墳等史跡	市街地内に存在する古墳等については、その敷地内の修景・整備をはじめ、周辺の建築物等についても景観的な配慮を求める。
	八木札の辻	札の辻で交わる下つ道、横大路沿いの町並みや、その裏手に拡がる社寺等を含む路地空間について、歴史的な景観の形成を進める。
	歴史的集落	旧来の歴史的集落の景観を保全していく。特に、周囲が市街化している地域においては、集落と市街地の接する部分の景観形成に配慮する。
	一般市街地 (住宅地・地区生活拠点)	住・商・工の様々な用途の建築物の立地が可能であるが、地域の性格に合わせた景観形成が求められる。 住宅地については、生活空間として落ち着きのある景観形成を行う。また、商業・工業施設については、周辺の田園や住宅地に配慮した景観形成を行う。
沿道市街地エリア	田園	市街地内、特に歴史的集落に隣接するものはできる限り保全していく。 市街化調整区域内のまとまりある農地については、まばらな転用等による田園景観の悪化を防ぐ。
	歴史的集落	旧来の歴史的集落の景観を保全していく。 特に、集落と道路が接する部分の景観形成については、街路樹や外構のデザイン等について配慮する。
	沿道型商業・業務地	沿道の建築物・屋外広告物は、田園や山並みの背景に配慮し、形態や色彩を周辺に調和させたものとする。 歩道上の街路樹、敷地沿道部分の緑化により、緑豊かな道路空間を形成する。特に、ヒューマンスケールを失いかちな幹線道路沿道において、歩行者や自転車利用者にとっても安全で快適な道路環境を生み出していく。 後背に隣接する田園との調和のため、境界部分のデザインにも配慮するとともに、後背の田園からの眺めに配慮した背面のデザイン・色彩を心がける。
	一般市街地 (住宅地・地区生活拠点)	沿道に面した住宅地については、敷地際の緑化等により敷地内の落ち着いた景観づくりや、道路からの景観の向上を図る。
商業業務地エリア	歴史的集落	旧来の歴史的集落の景観を保全していく。特に、周囲が市街化している地域においては、集落と市街地の接する部分の景観形成に配慮する。
	一般市街地 (住宅地・地区生活拠点)	住・商・工の様々な用途の建築物の立地が可能であるが、地域の性格に合わせた景観形成が求められる。 住宅地については、生活空間として落ち着きのある景観形成を行う。
	中心商業・業務地	各駅の駅前広場においては、地域への玄関口として、調和のとれた建築群による市街地としてふさわしい景観とする。特に、近鉄大和八木駅・市役所等を核とした、中心市街地については、区画整理等の市街地整備に合わせ市の玄関・中心地としてふさわしい景観形成を一体的・連続的に展開していく。

## エリアごとの景観形成方針（大和三山眺望景観保全地区）

エリア区分	エリアごとの景観形成方針
(6)周辺景観保全エリア	視点場の周囲概ね500mの範囲を「周辺景観保全エリア」とし、視点場周辺に建つ建築物等が、大和三山への眺望に調和したものとなるよう形態・意匠・色彩について基準を定め、視点場周辺の景観の維持・保全を図る。
(7)遠望景観保全エリア	視点場から大和三山の頂上を見通した際に視界に入る可能性のある、視線の両側30°の範囲を「遠望景観保全エリア」とし、視点場から大和三山を眺める際に、視界に入る建築物等が、大和三山への眺望に調和したものとなるよう形態・意匠・色彩について基準を定め、視点場周辺の景観の維持・保全を図る。
視線のみち	「周辺景観保全エリア」及び、「遠望景観保全エリア」のうち、視点場と大和三山の山並みの見え高1／2の高さを結ぶ範囲を「視線のみち」とし、視点場から大和三山への眺望を遮らないように建築物・工作物等の最高部が超えてはならない限度高さの基準を定める。

## エリアごとの景観形成方針（沿道景観保全地区）

エリア区分	エリアごとの景観形成方針
(8)神宮・飛鳥沿道景観保全エリア	一般県道檜原神宮東口停車場飛鳥線(県道 124 号)の道路境界から市街化区域においては 10m、市街化調整区域においては 50m の範囲を「神宮・飛鳥沿道景観保全エリア」とし、沿道の建築物等の形態・意匠・色彩について基準を定め、視対象となる多武峰、音羽山などへの眺望景観の維持・保全及び沿道に広がる良好な田園風景の維持・保全を図る。

### 景観要素ごとの景観形成方針（大和三山眺望景観保全地区）

	エリア内に含まれる 景観要素	景観要素ごとの景観形成方針
周辺景観保全エリア	名勝大和三山	各種風致地区における風致保全の方針を尊重し、古来より親しまれてきた名勝としての山容の維持のため、植生の維持や散策路等の景観形成を進める。
	田園	良好な田園風景の維持のため、農業環境の維持・形成を進める。田園地域内の土地の形質の変更や建築行為等については、極力目立たないようデザインの配慮や緑化修景を行う。
	特別史跡藤原宮跡	名勝大和三山を眺める象徴的な空間として、歴史的景観の保全を図る。 また、史跡整備等において、周辺の田園風景と調和させた景観形成を図る。
	歴史的集落	旧来の歴史的集落の景観を保全していく。特に、周囲を田園に囲まれ、藤原宮跡から一体的に眺められる集落も多いため、屋根並みや生垣、石垣など、集落の美しい外観を維持していく。
遠望景観保全エリア	田園	良好な田園風景の維持のため、農業環境の維持・形成を進める。田園地域内の土地の形質の変更や建築行為等については、極力目立たないようデザインの配慮や緑化修景を行う。
	歴史的集落	旧来の歴史的集落の景観を保全していく。特に、周囲を田園に囲まれ、藤原宮跡から一体的に眺められる集落も多いため、屋根並みや生垣、石垣等、集落の美しい外観を維持していく。
	計画住宅地	計画的住宅地の落ち着いた景観を維持していく。特に、敷地規模や緑化、壁面後退等、住宅地ごとの特性を生んでいる事項についてのルールや基準を維持していく。
	一般市街地 (住宅地・地区生活拠点)	住・商・工の様々な用途の建築物の立地が可能であるが、大和三山への眺望に合わせた景観形成を行う。 住宅地については、生活空間として落ち着きのある景観形成を行う。また、商業・工業施設については、周辺の田園や住宅地に配慮した景観形成を行う。
	沿道型商業・業務地	沿道の建築物・屋外広告物は、田園や山並みの背景に配慮し、形態や色彩を周辺に調和させたものとする。 歩道上の街路樹、敷地沿道部分の緑化により、緑豊かな道路空間を形成する。特に、ヒューマンスケールを失いがちな幹線道路沿道において、歩行者や自転車利用者にとっても安全で快適な道路環境を生み出していく。 後背に隣接する田園や大和三山との調和のため、建築物等のデザインに配慮するとともに、田園や藤原宮跡からの眺めに配慮した背面のデザイン・色彩を心がける。

### 景観要素ごとの景観形成方針（沿道景観保全地区）

	エリア内に含まれる 景観要素	景観要素ごとの景観形成方針
神宮・飛鳥沿道景観保全エリア	山地	自然環境を維持し、大和青垣の一部の多武峰などの山並みと一体的な景観を形成する。
	田園	良好な田園風景の維持のため、農業環境の維持・形成を進める。 田園地域内の土地の形質の変更や建築行為等については、極力目立たないようデザインの配慮や緑化修景を行う。
	歴史的集落	旧来の歴史的集落の景観を保全していく。特に、屋根並みや生垣、石垣など、集落の美しい外観を維持していく。
	一般市街地 (住宅地・地区生活拠点)	住宅地については、生活空間として落ち着きのある景観形成を行う。また、商業・工業施設については、周辺の田園や住宅地に配慮した景観形成を行う。
	沿道型商業・業務地	沿道の建築物・屋外広告物は、田園や山並みの背景に配慮し、形態や色彩を周辺に調和させたものとする。敷地沿道部分の緑化により、緑豊かな道路空間を形成する。後背に隣接する田園や大和青垣の一部との調和のため、建築物等の配慮したデザイン・色彩を心がける。

## 1－5 景観形成に関する重点テーマ

橿原市内において景観形成上重点的に取り組む課題として、「橿原市景観形成ガイドプラン」に示されたように、以下のテーマがある。

これらのテーマに関連するエリアについては、「1－4のエリアごとの景観形成方針」による取り組みに加え、橿原市景観条例に基づく景観形成推進地区・眺望保全地区・**沿道保全地区**の指定、景観法に基づく景観地区の指定等（**景観形成推進地区・景観地区については未指定**）によって、より詳細かつ積極的な景観形成を進めていくものとする。

### （1）自然景観の保全・整備

#### ①特性と課題

山（市内における大和三山、貝吹山、市外の大和青垣に代表される山々（例えば二上山や三輪山など））や河川（飛鳥川、曾我川等）等の自然環境は、橿原の風景の基盤を構成する要素であり、長い歴史の中ではほぼ変わらない姿を見せ続けている重要な要素である。

また、人工的に作られたものではあるが、橿原森林公苑や橿原運動公園などのまとまった緑地も、今後維持していくことが望まれる重要な景観資源である。

#### ②景観形成の進め方

- ・景観の背景となる山々について、大和三山や貝吹山など市内の山については、各種保全制度により維持を図る。また、大和青垣に代表される市外の山についても、橿原市の景観にとって重要なものであるため、広域的な景観形成課題として、奈良県や周辺都市に自然環境の保全を働きかけていく。
- ・飛鳥川をはじめとする主要な河川について、親水空間の整備や護岸の緑化など自然環境としての再生を図ると共に、川沿いの快適な歩行者・自転車ネットワークを整備していく。
- ・市街地における開発行為や大規模建築物などが、背後の山並みや河川等の自然と調和するよう誘導していく。また、郊外の自然環境に隣接する地域における建築行為や土地利用においては、周辺自然環境に特に注意を払って行う。
- ・橿原森林公苑や橿原運動公園などのまとまった緑地について、引き続き豊かな緑を維持していく。

## (2) 歴史的景観の保全・整備

### ①特性と課題

国の特別史跡に指定された藤原宮跡地区、重要伝統的建造物群保存地区に選定された今井町地区、その今井町とならぶ八木町札の辻周辺地区、などについて、橿原市内でも特に重要な歴史的景観として、周囲の景観形成も含め取り組んでいく必要がある。

### ②景観形成の進め方

- ・藤原宮跡周辺地区については、今後の史跡の保存整備を、魅力的な歴史的景観形成を意識して進めていく。
- ・今井町地区については、伝建地区としての取り組みを継続しながら、隣接する周辺地域も含めた一体的な歴史的景観の保全、整備を進めていく。
- ・八木町札の辻周辺地区については、旧来の町並みを活かしながら生活環境を整えていく。また、円滑な景観形成を進めるため、都市計画道路や街区内的狭隘道路等、景観形成の前提となる課題を解決していく。

## (3) 大和三山の眺望保全

### ①特性と課題

国の名勝に指定された大和三山は、藤原宮跡からの眺望が万葉集にも詠われた歴史的な風景であり、橿原市を代表する景観の一つと言える。しかし、視点場と眺望対象の間に位置する市街地景観の変化により、眺望景観も影響を受けている。

### ②景観形成の進め方

- ・藤原宮跡の中心である大極殿跡だけでなく、宮跡全域からの大和三山への眺望を保全するという観点から、必要な範囲において建築物の高さを制限していく。
- ・藤原宮跡の史跡整備も含め、視点場から望見される田園、建築物等の見え方について、大和三山の眺望景観に調和するよう景観形成の基準を設ける。
- ・大和三山眺望景観保全計画の策定により、橿原市景観条例第9条に基づく重要眺望景観と同条例第10条に基づく眺望保全地区（大和三山眺望景観保全地区）を指定する。

### 【大和三山眺望景観保全地区の考え方】

- ①重要眺望景観の視点場（眺める場所）：藤原宮跡の「歴史的風土特別保存地区（第1種風致地区）」指定範囲のうち、橿原市道四分木之本線以北
- ②重要眺望景観の眺望対象（眺める対象）：畝傍山、耳成山、香久山からなる大和三山、それぞれの見え高さ1/2以上
- ③重要眺望景観：上記①、②で示した「藤原宮跡から大和三山の稜線への眺め」
- ④大和三山眺望景観保全地区：視点場から眺望対象への視線の範囲及びその周辺

#### (4) 中心市街地等の景観形成、整備

##### ①特性と課題

近鉄大和八木駅を核とする中心市街地及び橿原神宮前駅周辺の市街地は、橿原市における2大市街地であり、「市の玄関口・顔」としての明快な都市空間の形成が求められる。

##### ②景観形成の進め方

- ・大和八木駅周辺については、土地区画整理事業等の市街地整備の機会を捉え、都市基盤と個別の建物が調和し、拠点としてふさわしい景観を創り出していく。
- ・橿原神宮前駅周辺については、橿原神宮参道の性格（中央口）、田園風景・飛鳥観光ルート入口の性格（東口）、住宅地入口の性格（西口）などそれぞれの特性を捉えた景観形成を進めていく。
- ・大和八木駅と橿原神宮前駅の間に位置する公共施設や橿原公苑等についても積極的に景観形成を進め、大きな都市軸の形成を目指す。

#### (5) 幹線道路沿道の景観形成、整備

##### ①特性と課題

市内だけでなく、広域的にも重要性の高い幹線道路沿道は、市内外の多くの人の目に触れる景観上重要な場所である。また、本市内の郊外の幹線道路沿道はもともと田園や遠方の山並みに囲まれ、豊かな自然景観を背景としている。しかし、幹線道路沿道には、大規模な店舗、業務施設、それらに附属する屋外広告物等が多く立地し、一部の路線・区間では景観が雑然としたものとなっている。

##### ②景観形成の進め方

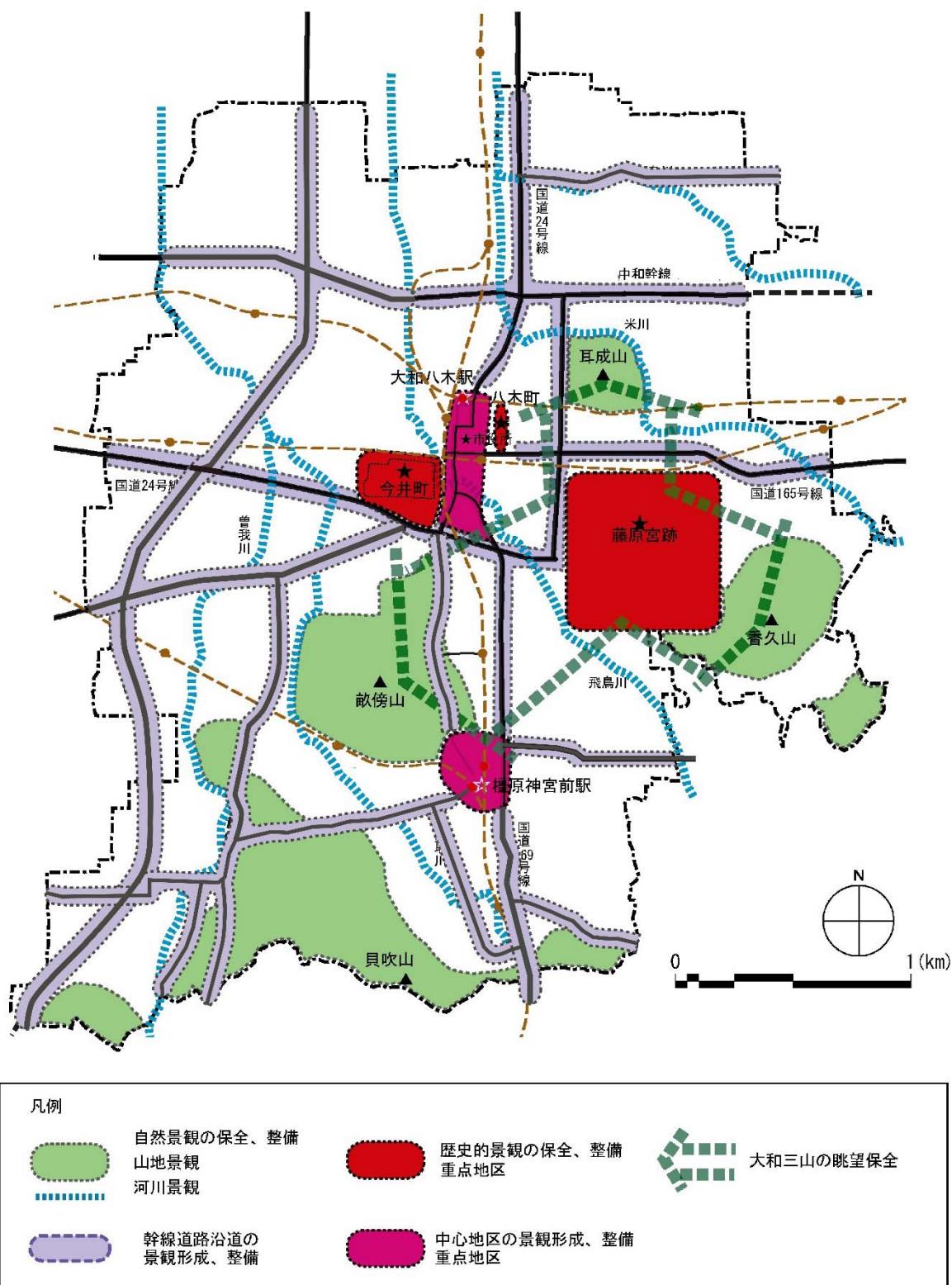
- ・幹線道路沿道の景観形成は、道路の幅員や沿道敷地の規模や形状といった条件によって、景観形成の課題や目標が異なってくるため、まとまった路線や区間を単位として、建築物・工作物・屋外広告物等の景観形成に関する基準を定めていく。
- ・沿道景観保全地区においては、沿道景観保全計画の策定により、橿原市景観条例に基づく重要沿道景観と沿道景観保全地区を指定する。

##### 【沿道景観保全地区の考え方】

- ①重要沿道景観の視対象：大和青垣の一部である多武峰、音羽山の稜線及び、沿道周辺に広がる田園風景
- ②神宮・飛鳥沿道景観保全地区：沿道から視対象への視線の範囲及びその周辺  
    市街化区域：道路境界から 10m の範囲  
    市街化調整区域：道路境界から 50m の範囲

重点テーマの市内における位置は以下の通りである。

### 重点テーマの市内における位置図



## 1－6 景観形成の実現に向けて個々の建築・開発行為が配慮すべき事項

檜原市内において、個々の建築・開発行為等が景観形成のために配慮すべき具体的な事項は、その行為の内容、また、立地する場所、周囲の景観特性により異なるため、個別に分析し、検討していくことが重要であるが、その検討の際に原則として考慮すべき共通の事項として以下の3つがある。

個々の建築・開発行為等においては、それぞれの作り手の創造力が發揮されることが重要であるが、それぞれの条件下において、以下の3つを満たし、まち全体の景観づくりに参加・寄与していくことが求められる。

### (1) 色彩、意匠、規模の「不調和を生まない」こと

隣接する地区からの近景や、周辺の山並みや田園など大きな景観（中・遠景）など、周辺に影響を及ぼすような、色彩・意匠・規模等の不調和は、市民の共有財産である景観にとって大きな阻害要因となる。建築物等が大きければ大きいほど、より広範囲の周囲の町並みをはじめ、地域の歴史的、地形的特徴等をふまえた上で、個性のある場所づくりを行うことが求められる。

### (2) ランドマーク、自然、町並みなど、景観資源への「眺望、背景等を遮蔽しない」こと

市民にとって印象的な眺望・景色等が建築物の高層化等により、失われないよう、低層化や敷地内配置の変更によって景観への影響を低減させることが求められる。

### (3) 道路、広場など、「公共空間に接する部分」での景観を良質のものにすること

歩行者にとっての景観は私有地の道路側部分、中でも建築物低層部分、塀、柵、建物前面部、駐車場などのデザインに負うところが大きい。敷地所有者はこの部分が持つ半公共的な性格を踏まえて、地区の特性に応じた景観形成を行うことが求められる。

## 2. 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### 2-1 対象となる行為及び措置の基準

#### (1) 対象行為

景観計画区域内の各エリアにおいて、景観法第16条第7項第1号から第11号の行為を除き、以下の届出対象規模に該当する行為については、計画段階での事前相談の上、景観法第16条に基づく届出を行うものとする。

なお、「檜原市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく伝統的建造物群保存地区」内で行われる各種行為については、景観法第16条に基づく届出対象から除く。

#### 1) 一般地区の届出対象行為

行為	届出対象規模
建築物の新築、増築 <sup>1</sup> 、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>2</sup>	建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上 又は高さ 10m以上
工作物の新設、増築 <sup>1</sup> 、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>2</sup>	下表1の通り
開発行為	開発区域 1,000 m <sup>2</sup> 以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法施行令第4条第1項第四号）	行為の区域 1,000 m <sup>2</sup> 以上

1 : 増築にあっては、増築後の建築面積、高さ等がこれに該当するもの

2 : 外觀の変更の範囲が当該外觀の2分の1以上のもの

表1 工作物の定義

種類、内容	届出対象規模
ア 建築物を建築する目的で建築されるよう壁など	高さ 2m超
イ 木柱・鉄柱・RC柱	高さ 15m超
ウ 煙突	
エ 広告塔・装飾塔・記念塔	
オ 高架水槽・サイロ・物見塔など	高さ 10m以上
カ 観光用のエレベーター・エスカレーター	
キ ウォーターシュート・コースターなどの遊戯施設	
ク メリーゴーラウンド・観覧車などの遊戯施設	
ケ 通信用アンテナ、太陽光発電施設その他これらに類する構造物	高さ 10m以上又は 行為面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
コ 自動車車庫の用に供する立体的施設	
サ アスファルトプラント・コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
シ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	高さ 10m以上又は 建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上
ス 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	

2) 【大和三山眺望景観保全地区】周辺景観保全エリアの届出対象行為

行為	届出対象規模
建築物の新築、増築 <sup>1</sup> 、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>2</sup>	建築面積 10 m <sup>2</sup> 以上
工作物の新設、増築 <sup>1</sup> 、改築若しくは移転外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>2</sup>	下表 2 の通り
開発行為	開発区域 500 m <sup>2</sup> 以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法施行令第4条第1項第四号）	行為の区域 500 m <sup>2</sup> 以上

1 : 増築にあっては、増築後の建築面積等がこれに該当するもの

2 : 外觀の変更の範囲が当該外觀の 2 分の 1 以上のもの

表 2 工作物の定義

種類、内容		届出対象規模
ア	建築物を建築する目的で築造されるよう壁など	高さ 2m 超
イ	木柱・鉄柱・RC 柱	すべての行為
ウ	煙突	
エ	広告塔・装飾塔・記念塔	
オ	高架水槽・サイロ・物見塔など	
カ	観光用のエレベーター・エスカレーター	
キ	ウォーターシュート・コースターなどの遊戯施設	
ク	メリーゴーラウンド・観覧車などの遊戯施設	
ケ	通信アンテナ、太陽光発電施設その他これらに類する構造物	
コ	自動車車庫の用に供する立体的施設	
サ	アスファルトプラント・コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
シ	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
ス	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
セ	自動販売機又はその附帯施設	高さ 1.5m 超

3)【大和三山眺望景観保全地区】遠望景観保全エリアの届出対象行為

行為	届出対象規模
建築物の新築、増築 <sup>1</sup> 、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>2</sup>	建築面積 500 m <sup>2</sup> 以上 又は高さ 10m以上
工作物の新設、増築 <sup>1</sup> 、改築若しくは移転外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>2</sup>	下表3の通り
開発行為	開発区域1,000 m <sup>2</sup> 以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法施行令第4条第1項第四号）	行為の区域1,000 m <sup>2</sup> 以上

1 : 増築にあっては、増築後の建築面積、高さ等がこれに該当するもの

2 : 外觀の変更の範囲が当該外觀の2分の1以上のもの

表3 工作物の定義

種類、内容		届出対象規模
ア	建築物を建築する目的で築造されるよう壁など	高さ 2m超
イ	木柱・鉄柱・RC柱	高さ 15m超
ウ	煙突	
エ	広告塔・装飾塔・記念塔	
オ	高架水槽・サイロ・物見塔など	
カ	観光用のエレベーター・エスカレーター	
キ	ウォーターシュート・コースターなどの遊戯施設	
ク	メリーゴーラウンド・観覧車などの遊戯施設	
ケ	通信用アンテナ、太陽光発電施設その他これらに類する構造物	高さ 10m以上又は 行為面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
コ	自動車車庫の用に供する立体的施設	
サ	アスファルトプラント・コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
シ	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	高さ 10m以上又 は築造面積 500 m <sup>2</sup> 以上
ス	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	

#### 4) 【沿道景観保全地区】神宮・飛鳥沿道景観保全エリアの届出対象行為

行為	届出対象規模
建築物の新築、増築 <sup>1</sup> 、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>2</sup>	建築面積 10 m <sup>2</sup> 以上
工作物の新設、増築 <sup>1</sup> 、改築若しくは移転外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <sup>2</sup>	下表4の通り
開発行為	開発区域500 m <sup>2</sup> 以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法施行令第4条第1項第四号）	行為の区域500 m <sup>2</sup> 以上

1 : 増築にあっては、増築後の建築面積、高さ等がこれに該当するもの

2 : 外觀の変更の範囲が当該外觀の2分の1以上のもの

表4 工作物の定義

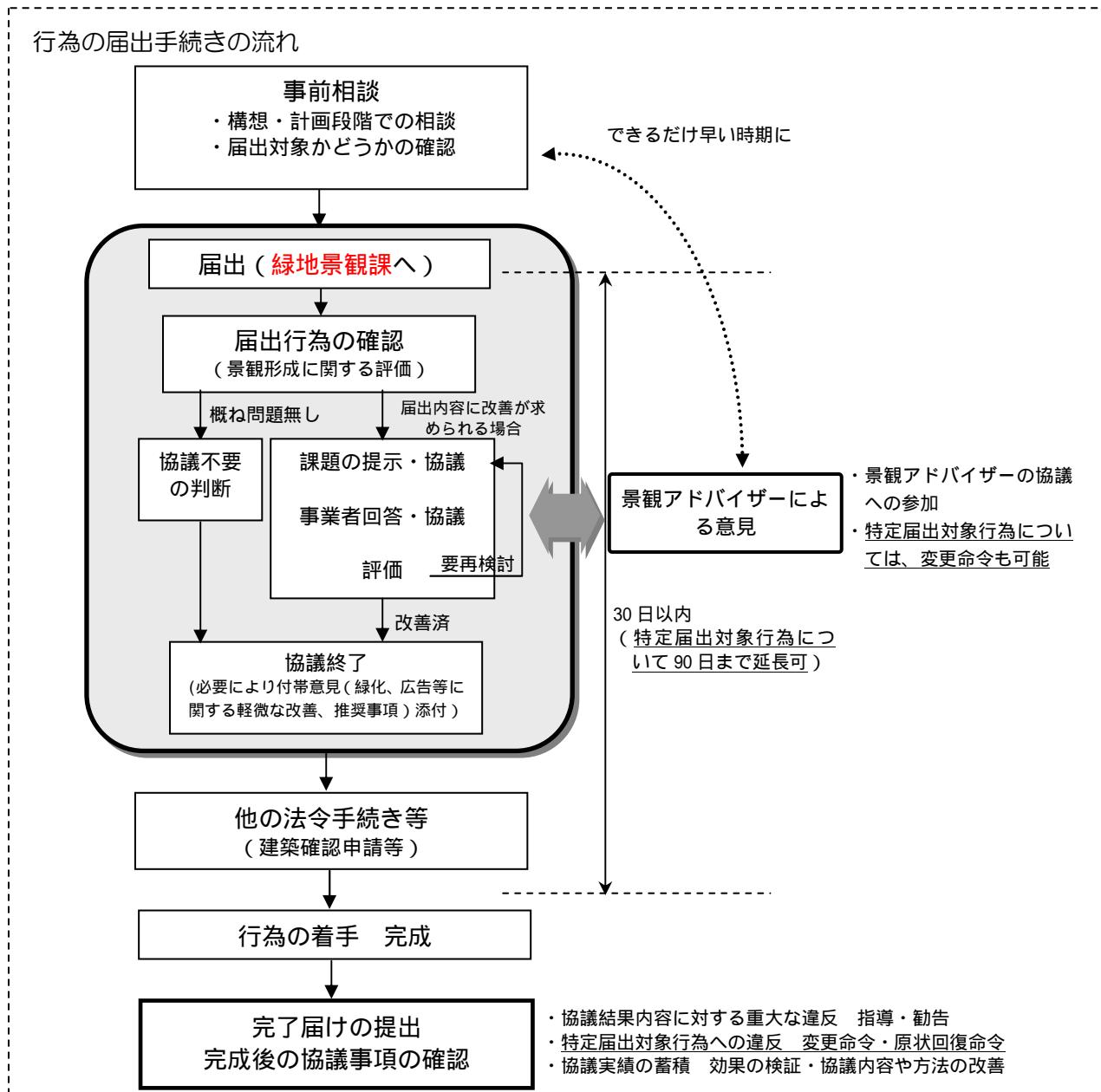
種類、内容		届出対象規模
ア	建築物を建築する目的で築造されるよう壁など	高さ 2m 超
イ	木柱・鉄柱・RC柱	すべての行為
ウ	煙突	
エ	広告塔・装飾塔・記念塔	
オ	高架水槽・サイロ・物見塔など	
カ	観光用のエレベーター・エスカレーター	
キ	ウォーターシュート・コースターなどの遊戯施設	
ク	メリーゴーラウンド・観覧車などの遊戯施設	
ケ	通信用アンテナ、太陽光発電施設その他これらに類する構造物	
コ	自動車車庫の用に供する立体的施設	
サ	アスファルトプラント・コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
シ	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
ス	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
セ	自動販売機又はその附帯施設	高さ 1.5m 超

## (2) 特定届出対象行為

(基準違反に対し「勧告」ではなく「変更命令」措置を取ることができるもの)

建築物の建築等（16～**1819** ページの届出対象行為①）及び工作物の建設等（16～**1819** ページの届出対象行為②）について、特定届出対象行為として定めるものとする。

ただし、特定届出対象行為に対する変更命令措置については、行為の制限事項に定めるもののうち形態意匠に関する事項（**2422** ページ以降の表を参照）に関してのみ行うことができるものとし、その運用にあたっては、当該行為の立地的な重要性、周辺景観との乖離の度合いを鑑み、景観アドバイザーなどの意見を聴いて判断するものとする。



## 2-2 良好的な景観の形成のための行為の制限

2-1 の届出対象に対する良好な景観の形成のための行為の制限に関する基準は、下記の「市全域に共通する事項」を踏まえ、エリアごとに、次ページ以降のとおりとする。

なお、行為の制限の基準の解釈にあたっては、以下の注意が必要である。

- 各基準のうち、色彩に関するマンセル値（色相・彩度・明度）のように具体的な数値基準が示されたもの以外を解釈するにあたっては、個別の届出ごとに周辺環境等の条件を充分把握することにより、高さや壁面後退、外構のデザイン、眺望景観への影響等について具体的に獲得すべき量や内容を届出者と権原市（必要に応じて景観アドバイザーを交えて）の間で協議、判断していくものとする。
- 「歴史的な集落」や「市内の重要な眺望景観」等の景観資源の具体的な対象は、「権原市景観形成ガイドプラン」をはじめとして、権原市に関して過去に行われた、あるいは今後行われる、計画や研究、市民アンケート等により指摘されたものを位置付けるものとする。

### ◎市全域に共通する事項

<b>【公共性の高い眺望・遠望への影響低減】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地に関わる以下の景観に与える影響をできる限り減らすよう建築物・敷地全体の意匠形態を検討する。<ul style="list-style-type: none"><li>-市内の重要な眺望景観</li><li>-敷地周辺の公共性の高い交差点や沿道からの見え方</li><li>-敷地周辺の田園や歴史的集落を眺める景観</li></ul></li><li>当該景観の公共性・希少性等の程度をふまえ、高さやボリュームを変更できない場合は、配置、色彩、頂部等の形態などの代替的な方策により、周辺景観との調和に努める。</li></ul>
<b>【歴史的な集落内における事項】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>歴史的な町並みや街道に面する場所にあっては、地区として培ってきた建築ルールに基づき配置や意匠形態（特に高さ・軒線・道路後退距離・開口部のとり方等、町並みの連続性に関する部分については重点的に）を継承する。また、既存の樹木や緑地・農地、水路、石垣等の歴史を伝える要素をできる限り継承していく。</li></ul>
<b>【歴史的な集落等に隣接する地域における事項】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>歴史的な集落に隣接して行う建築等行為については、その歴史的な景観に調和するデザインとする。</li><li>歴史的な集落の環境にあわせ、集落に隣接する地域では道路側は低層な町並み形成に寄与する。</li><li>歴史的な集落の低層な環境に圧迫感を与える中高層建築物を避ける。</li></ul>
<b>【河川・ため池等の水辺における事項】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>水面や水辺の土堤等の色彩に調和する色彩とする。</li><li>水辺側にも開口部等を設け、水辺に背を向けた建物としない。</li><li>河川・ため池及びその周辺はできる限り多自然な環境を作り出し、四季の風景を感じられる憩いの空間にしていく。</li></ul>
<b>【異なる特性のエリアが隣接する場合における事項】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>当該行為の敷地が、他のエリアに隣接・近接（当該行為が可視される範囲内）している場合は、そのエリアの基準との連続性についても配慮を行う。</li></ul>

## (1) 自然風致保全エリアにおける基準

### ①建築物・工作物に関する事項

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等														
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等																	
					建築物・工作物のボリューム・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地及び周辺の地形・自然条件との連続性・一体性が保たれるボリューム・形態とする。</li> </ul>															
					建築物の高さ(既存の高さ制限(風致・景観保全地区、高度地区等)が無い地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域(風致地区・景観保全地区を除く)については、高さを15m以下とする。</li> </ul>															
特					建築物の屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>低彩度かつ低明度の色彩とする。(低彩度、低明度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>2以下</td> <td rowspan="5">5以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>勾配屋根またはそれに類する屋根形状とする。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R(赤)系	2以下	5以下	YR(黄赤)系	3以下	Y(黄)系	3以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合(例:いぶし銀瓦や藁葺きなど)は認めるものとする。</li> <li>コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。</li> </ul>
色相	彩度	明度																			
R(赤)系	2以下	5以下																			
YR(黄赤)系	3以下																				
Y(黄)系	3以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
特					建築物の外壁、工作物等の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調(各面において5分の4以上を目安とする面積)となる色彩は、落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	色相	彩度	R(赤)系	4以下	YR(黄赤)系	5以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-			
色相	彩度																				
R(赤)系	4以下																				
YR(黄赤)系	5以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
特					建築物・工作物の屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。</li> </ul>															
					建築物・工作物の壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。</li> <li>周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。</li> </ul>														
					光源	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に光源等の装飾を設置する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> <li>点滅する光源等の装飾は、過剰な光が周囲に散乱しないように配置を行うとともに、光源等が形成する面積は外観の各立面の面積の5分の1以下とする。</li> </ul>															

## ②行為を行う敷地に関する事項

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
					敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の緑をできる限り継承し、積極的に緑化を図る。 (特に敷地の外部からの見え方に配慮し從前景観に出来る限り近い植栽とする。)</li> <li>緑化面積は、行為面積の3%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸建て住宅の開発の場合には、できるかぎり緑化に努めるものとする。</li> </ul>
特					敷地の外構 (敷地際)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。</li> </ul>	
特					敷地の外構 (敷地内部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。</li> <li>敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。</li> </ul>	
特					よう壁の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造上可能な限り、石積み等の自然素材により仕上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然素材による築造が困難な場合、緑化や段差や傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。</li> </ul>
					物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。</li> <li>高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行う。</li> <li>道路に面する部分は植栽を行い、堆積場所は道路等から遮へいを行う。</li> </ul>	

行為の制限の基準における具体的な目安

「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2軒ずつ程度（合計5軒程度）により構成されるものを最低限の目安とする。

「色彩基準」のイメージを巻末に示す。

緑化率については下表の植栽に応じた面積の合計について算出し、この面積が当該敷地面積の3%以上であること。

表

植 栽	面積
高木（高さが2.5m以上の樹木）	7m <sup>2</sup>
中木（高さが1.5m以上2.5m未満の樹木）	3m <sup>2</sup>
低木（高さが0.5m以上1.5m未満の樹木）	1m <sup>2</sup>
芝生等（高さが0.5m未満の樹木）	水平投影面積
樹林又は群植	水平投影面積

## (2) 専用住宅地エリアにおける基準

### ①建築物・工作物に関する事項

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等														
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等																	
					建築物・工作物のボリューム・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地との連続性が保たれるボリューム・形態とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。</li> <li>軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。</li> </ul>														
特					建築物の屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>低彩度かつ低明度の色彩とする。(低彩度、低明度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> <td rowspan="5">5以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>勾配屋根またはそれに類する屋根形状とする。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R(赤)系	4以下	5以下	YR(黄赤)系	5以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合(例:いぶし銀瓦や藁葺きなど)は認めるものとする。</li> <li>コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。</li> <li>使用色の選択や組合せ、使用面積等について、周辺との調和をふまえ、色彩の専門家等からのアドバイスを受ける。</li> </ul>
色相	彩度	明度																			
R(赤)系	4以下	5以下																			
YR(黄赤)系	5以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
特					建築物の外壁、工作物等の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調(各面において5分の4以上を目安とする面積)となる色彩は、落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	色相	彩度	R(赤)系	4以下	YR(黄赤)系	5以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-			
色相	彩度																				
R(赤)系	4以下																				
YR(黄赤)系	5以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
特					建築物・工作物の屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。</li> </ul>															
					建築物・工作物の壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。</li> <li>周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。</li> </ul>														
					光源	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に光源等の装飾を設置する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> <li>点滅する光源等の装飾は、過剰な光が周囲に散乱しないように配置を行うとともに、光源等が形成する面積は外観の各立面の面積の5分の1以下とする。</li> </ul>															

## ②行為を行う敷地に関する事項

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
				敷地内の緑化	既存の緑をできる限り継承し、積極的に緑化を図る。 緑化面積は、行為地面積の3%以上とする。	戸建て住宅地の開発の場合には、できりかぎり緑化に努めるものとする。	
特				敷地の外構（敷地際）	フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。	建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。	
特				敷地の外構（敷地内部）	歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。 敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。		
特				よう壁の形態・意匠	道路や周辺敷地から望見される部分について、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。		
				物件の堆積	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行う。 道路に面する部分は植栽を行い、堆積場所は道路等から遮へいを行う。		

行為の制限の基準における具体的な目安

「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2軒ずつ程度（合計5軒程度）により構成されるものを最低限の目安とする。

「色彩基準」のイメージを巻末に示す。

緑化率については下表の植栽に応じた面積の合計について算出し、この面積が当該敷地面積の3%以上であること。

表

植 栽	面 積
高木（高さが2.5m以上の樹木）	7m <sup>2</sup>
中木（高さが1.5m以上2.5m未満の樹木）	3m <sup>2</sup>
低木（高さが0.5m以上1.5m未満の樹木）	1m <sup>2</sup>
芝生等（高さが0.5m未満の樹木）	水平投影面積
樹林又は群植	水平投影面積

### (3) 田園・住宅地工リアにおける基準

#### ①建築物・工作物に関する事項

特定届出 対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等														
	建 築 物	工 作 物	開 発 行 為	物 件 堆 積 等																	
					建築物・工作物のボリューム・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地との連続性が保たれるボリューム・形態とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。</li> <li>軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。</li> </ul>														
					建築物の高さ(既存の高さ制限(風致・景観保全地区、高度地区等)が無い地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域については、高さを15m以下とする。</li> </ul>															
特					建築物の屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>低彩度かつ低明度の色彩とする。(低彩度、低明度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> <td rowspan="6">5以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>特に遠望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。</li> <li>市街化調整区域については、勾配屋根またはそれに類する屋根形状とする。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R(赤)系	4以下	5以下	YR(黄赤)系	5以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合(例:いぶし銀瓦や藁葺きなど)は認めるものとする。</li> <li>コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。</li> </ul>
色相	彩度	明度																			
R(赤)系	4以下	5以下																			
YR(黄赤)系	5以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>基調(各面において5分の4以上を目安とする面積)となる色彩は、落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>周辺の町並み景観・色彩にあわせ、低層部・高層部で色彩・意匠を使い分ける工夫を行う。</li> </ul>	色相		彩度	R(赤)系	4以下	YR(黄赤)系	6以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用色の選択や組合せ、使用面積等について、周辺との調和をふまえ、色彩の専門家等からのアドバイスを受ける。</li> </ul>									
色相	彩度																				
R(赤)系	4以下																				
YR(黄赤)系	6以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
特					建築物・工作物の屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくくように配置、修景を行う。</li> </ul>															
					建築物・工作物の壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。</li> <li>周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。</li> </ul>														
					光源	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に光源等の装飾を設置する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> <li>点滅する光源等の装飾は、過剰な光が周囲に散乱しないように配置を行うとともに、光源等が形成する面積は外観の各立面の面積の5分の1以下とする。</li> </ul>															

## ②行為を行う敷地に関する事項

特定届出 対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
				敷地内の緑化	・既存の緑をできる限り継承し、積極的に緑化を図る。 ・緑化面積は、行為地面積の3%以上とする。		・戸建て住宅の開発の場合には、できるかぎり緑化に努めるものとする。
特				敷地の外構 (敷地際)	・フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。		・建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。
特				敷地の外構 (敷地内部)	・歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。 ・敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。		
特				よう壁の形態・意匠	・道路や周辺敷地から望見される部分について、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。		
				物件の堆積	・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 ・高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行う。 ・道路に面する部分は植栽を行い、堆積場所は道路等から遮へいを行う。		

### 行為の制限の基準における具体的な目安

「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2軒ずつ程度（合計5軒程度）により構成されるものを最低限の目安とする。

「色彩基準」のイメージを巻末に示す。

緑化率については下表の植栽に応じた面積の合計について算出し、この面積が当該敷地面積の3%以上であること。

表

植 栽	面 積
高木（高さが2.5m以上の樹木）	7m <sup>2</sup>
中木（高さが1.5m以上2.5m未満の樹木）	3m <sup>2</sup>
低木（高さが0.5m以上1.5m未満の樹木）	1m <sup>2</sup>
芝生等（高さが0.5m未満の樹木）	水平投影面積
樹林又は群植	水平投影面積

#### (4) 沿道市街地エリアにおける基準

##### ①建築物・工作物に関する事項

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等														
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等																	
					建築物・工作物のボリューム・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地との連続性が保たれるボリューム・形態とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。</li> <li>軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。</li> </ul>														
特					建築物の屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>低彩度かつ低明度の色彩とする。(低彩度、低明度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> <td rowspan="5">5以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>特に遠望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R(赤)系	4以下	5以下	YR(黄赤)系	5以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合(例:いぶし銀瓦や藁葺きなど)は認めるものとする。</li> <li>コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。</li> </ul>
色相	彩度	明度																			
R(赤)系	4以下	5以下																			
YR(黄赤)系	5以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
特					建築物の外壁、工作物等の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調(各面において5分の4以上を目安とする面積)となる色彩は、落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>周辺の町並み景観・色彩にあわせ、低層部・高層部で色彩・意匠を使い分ける工夫を行う。</li> </ul>	色相	彩度	R(赤)系	6以下	YR(黄赤)系	6以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用色の選択や組合せ、使用面積等について、周辺との調和をふまえ、色彩の専門家等からのアドバイスを受ける。</li> </ul>				
色相	彩度																				
R(赤)系	6以下																				
YR(黄赤)系	6以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
特					建築物・工作物の屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置、修景を行う。</li> </ul>															
					建築物・工作物の壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。</li> <li>周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。</li> <li>幹線道路沿道においては、歩道空間の充実に配慮し、駐車場の入口や敷地際の植栽、道路沿いの屋外広告物設置等に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。</li> </ul>														
					光源	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に光源等の装飾を設置する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> <li>点滅する光源等の装飾は、過剰な光が周囲に散乱しないように配置を行うとともに、光源等が形成する面積は外観の各立面の面積の5分の1以下とする。</li> </ul>															

## ②行為を行う敷地に関する事項

特定届出対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
				敷地内の緑化	・敷地際、駐車場等、緑化を積極的に行う。 ・既存の緑を継承し、積極的に緑化を図る。 ・緑化面積は、行為地面積の3%以上とする。	・戸建て住宅の開発の場合には、できるかぎり緑化に努めるものとする。	
特				敷地の外構（敷地際）	・フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。	・建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。	
特				敷地の外構（敷地内部）	・歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。 ・敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。 ・立体駐車場とする場合は、内部が露出しないようデザインされた施設とする。		
特				よう壁の形態・意匠	・道路や周辺敷地から望見される部分について、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようとする。		
				物件の堆積	・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 ・高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行う。 ・道路に面する部分は植栽を行い、堆積場所は道路等から遮へいを行う。		

### 行為の制限の基準における具体的な目安

「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2軒ずつ程度（合計5軒程度）により構成されるものを最低限の目安とする。

「色彩基準」のイメージを巻末に示す。

緑化率については下表の植栽に応じた面積の合計について算出し、この面積が当該敷地面積の3%以上であること。

表

植 栽	面 積
高木（高さが2.5m以上の樹木）	7m <sup>2</sup>
中木（高さが1.5m以上2.5m未満の樹木）	3m <sup>2</sup>
低木（高さが0.5m以上1.5m未満の樹木）	1m <sup>2</sup>
芝生等（高さが0.5m未満の樹木）	水平投影面積
樹林又は群植	水平投影面積

## (5) 商業業務地エリアにおける基準

### ①建築物・工作物に関する事項

特定届出 対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等														
	建 築 物	工 作 物	開 発 行 為	物 件 堆 積 等																	
					建築物・工作物のボリューム・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地との連続性が保たれるボリューム・形態とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。</li> <li>軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。</li> </ul>														
特					建築物の屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>低彩度かつ低明度の色彩とする。(低彩度、低明度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> <td rowspan="5">5以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	色相	彩度	明度	R(赤)系	4以下	5以下	YR(黄赤)系	5以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合(例:いぶし銀瓦や藁葺きなど)は認めるものとする。</li> <li>コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。</li> </ul>
色相	彩度	明度																			
R(赤)系	4以下	5以下																			
YR(黄赤)系	5以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
特					建築物の外壁、工作物等の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調(各面において5分の4以上を自安とする面積)となる色彩は、落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)           <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>周辺の町並み景観・色彩にあわせ、低層部・高層部で色彩・意匠を使い分ける工夫を行う。</li> </ul>	色相	彩度	R(赤)系	6以下	YR(黄赤)系	6以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用色の選択や組合せ、使用面積等について、周辺との調和をふまえ、色彩の専門家等からのアドバイスを受ける。</li> </ul>				
色相	彩度																				
R(赤)系	6以下																				
YR(黄赤)系	6以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
特					建築物・工作物の屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくくないように配置、修景を行う。</li> </ul>															
					建築物・工作物の壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。</li> <li>周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。</li> <li>低層部の街並みづくりに配慮し、低層部に開口部やショウウィンドウ、公開空地等を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。</li> </ul>														
					光源	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に光源等の装飾を設置する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> <li>点滅する光源等の装飾は、過剰な光が周囲に散乱しないように配置を行う。</li> </ul>															

## ②行為を行う敷地に関する事項

特定届出 対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
				敷地内の緑化	・敷地際や角地などに緑を配置し、公共空間の緑化に寄与する。 ・緑化面積は、行為地面積の3%以上とする。	・商業地域では、道路空間と一体となった建物利用を想定する場合、壁面・屋上等の緑化や広場や敷地角の空地に植栽・シンボルツリー等を設けて市街地に小さな緑を増やすよう努めるものとする。	
特				敷地の外構 (敷地際)	・フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用する。	・建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。	
特				敷地の外構 (敷地内部)	・歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。 ・敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。 ・立体駐車場とする場合は、内部が露出しないようデザインされた施設とする。		
特				よう壁の形態・意匠	・道路や周辺敷地から望見される部分について、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようとする。		
				物件の堆積	・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 ・高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行う。 ・道路に面する部分は植栽を行い、堆積場所は道路等から遮へいを行う。		

### 行為の制限の基準における具体的な目安

「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2軒ずつ程度（合計5軒程度）により構成されるものを最低限の目安とする。

「色彩基準」のイメージを巻末に示す。

緑化率については下表の植栽に応じた面積の合計について算出し、この面積が当該敷地面積の3%以上であること。

表

植 栽	面 積
高木（高さが2.5m以上の樹木）	7m <sup>2</sup>
中木（高さが1.5m以上2.5m未満の樹木）	3m <sup>2</sup>
低木（高さが0.5m以上1.5m未満の樹木）	1m <sup>2</sup>
芝生等（高さが0.5m未満の樹木）	水平投影面積
樹林又は群植	水平投影面積

## (6) 周辺景観保全エリアにおける基準

### ①建築物・工作物に関する事項

特定届出 対象行為	対象行為			制限事項	基準	特例・代替措置等															
	建築物	工作物	開発行為																		
				建築物・工作物のボリューム・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。</li> <li>・隣接敷地及び周辺の地形・自然条件との連続性・一体性が保たれるボリューム・形態とする。</li> <li>・工作物については、藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮すると共に、建築物と一緒に設置するものにあっては、建築物本体の形態や意匠に合わせ調和や一体感にも配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯等緩衝空間を設ける。</li> <li>・軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する</li> </ul>															
				建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視線のみちにおいては、藤原宮跡から大和三山への眺望を確保するよう、別途定める基準高さを最高限度とする。</li> <li>・視線のみち以外の市街化調整区域においては、高さを15m以下とする。</li> </ul>																
				工作物、建築物の高さに算入されない建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視線のみちにおいては、藤原宮跡から大和三山への眺望を確保するよう、別途定める基準高さを最高限度とする。</li> </ul>																
特				建築物の屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低彩度かつ低明度の色彩とする。(低彩度、低明度とは下表による)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>2以下</td> <td rowspan="4">5以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根又はそれに類する屋根形状とする。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R(赤)系	2以下	5以下	YR(黄赤)系	3以下	Y(黄)系	3以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合(例:いぶし銀瓦や藁葺き等)は認めるものとする。</li> <li>・また、コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。</li> </ul>
色相	彩度	明度																			
R(赤)系	2以下	5以下																			
YR(黄赤)系	3以下																				
Y(黄)系	3以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮し、山並みや田園風景に調和した色彩とする。</li> <li>・基調(各面において5分の4以上を目安とする面積)となる色彩は落ち着いた低彩度かつ明度8以下の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> <td rowspan="4">8以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	R(赤)系	4以下	8以下	YR(黄赤)系	5以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合(例:漆喰壁等)は認めるものとする。</li> </ul>					
色相	彩度	明度																			
R(赤)系	4以下	8以下																			
YR(黄赤)系	5以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
特				建築物の外壁、工作物等の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮し、山並みや田園風景に調和した色彩とする。</li> <li>・基調(各面において5分の4以上を目安とする面積)となる色彩は落ち着いた低彩度かつ明度8以下の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> <td rowspan="4">8以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	R(赤)系	4以下	8以下	YR(黄赤)系	5以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-		
色相	彩度	明度																			
R(赤)系	4以下	8以下																			
YR(黄赤)系	5以下																				
Y(黄)系	4以下																				
その他の色相	2以下																				
N系(無彩色)	-																				
特				建築物・工作物の屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくくように配置、修景を行う。</li> </ul>																
				建築物・工作物の壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。</li> <li>・周辺に参考とすべき道路後退距離がない場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面後退させるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法等を検討する。</li> </ul>															
				光源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観に光源等の装飾を設置する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> <li>・点滅する光源等の装飾は、過剰な光が周囲に散乱しないように配置を行うとともに、光源等が形成する面積は外観の各立面の面積の5分の1以下とする。</li> </ul>																
				電柱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート柱、鋼管柱は濃茶色とする。</li> </ul>																

## ②行為を行う敷地に関する事項

特定届出 対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
					敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の緑を継承し、積極的に緑化を図る。</li> <li>行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とすること。</li> <li>緑化にあたっては、郷土種を用いるなど樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸建て住宅の開発の場合には、できるかぎり緑化に努めるものとする。</li> </ul>
特					敷地の外構 (敷地際)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材又は自然素材に近い色彩・素材を使用する。</li> </ul>	
特					敷地の外構 (敷地内部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。</li> <li>敷地内の屋外付帯設備等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。</li> </ul>	
特					よう壁の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造上可能な限り、石積み等の自然素材を用いるとともに、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然素材による築造が困難な場合、緑化や段差や傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。</li> </ul>
					物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。</li> <li>高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行う。</li> <li>道路に面する部分は植栽を行い、堆積場所は道路等から遮へいを行う。</li> </ul>	

### 行為の制限の基準における具体的な目安

「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2軒ずつ程度（合計5軒程度）により構成されるものを最低限の目安とする。

「色彩基準」のイメージを巻末に示す。

緑化率については下表の植栽に応じた面積の合計について算出し、この面積が当該敷地面積の3%以上であること。

表

植 栽	面 積
高木（高さが2.5m以上の樹木）	7m <sup>2</sup>
中木（高さが1.5m以上2.5m未満の樹木）	3m <sup>2</sup>
低木（高さが0.5m以上1.5m未満の樹木）	1m <sup>2</sup>
芝生等（高さが0.5m未満の樹木）	水平投影面積
樹林又は群植	水平投影面積

(7) 遠望景観保全エリアにおける基準

①建築物・工作物に関する事項

特定届出 対象行 為	対象行為			制限事項	基準	特例・代替措置等														
	建 築 物	工 作 物	開 発 行 為																	
				建築物・工作物のボリューム・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。</li> <li>・隣接敷地及び周辺の地形・自然条件との連続性・一体性が保たれるボリューム・形態とする。</li> <li>・工作物については、藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮すると共に、建築物と一緒に設置するものにあっては、建築物本体の形態や意匠に合わせ調和や一体感にも配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。</li> <li>・軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。</li> </ul>														
				建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域においては、高さを15m以下とする。</li> </ul>															
				工作物、建築物の高さに算入されない建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視線のみちの市街化区域においては、高度地区の高さ以下とする。</li> <li>・視線のみちの市街化調整区域においては、15m以下とする。</li> </ul>															
特				建築物の屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低彩度かつ低明度の色彩とする。(低彩度、低明度とは下表による)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>2以下</td> <td rowspan="5">5以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域内では、勾配屋根または、それに類する屋根形状とする。</li> <li>・特に遠望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R(赤)系	2以下	5以下	YR(黄赤)系	3以下	Y(黄)系	3以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合(例:いぶし銀瓦や藁葺き等)は認めるものとする。</li> <li>・また、コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。</li> </ul>
色相	彩度	明度																		
R(赤)系	2以下	5以下																		
YR(黄赤)系	3以下																			
Y(黄)系	3以下																			
その他の色相	2以下																			
N系(無彩色)	-																			
特				建築物の外壁、工作物等の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤原宮跡から大和三山への眺望に配慮し、山並みや田園風景に調和した色彩とする。</li> <li>・基調(各面において5分の4以上を目安とする面積)となる色彩は、落ち着いた低彩度かつ明度8以下の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)系</td> <td>4以下</td> <td rowspan="5">8以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低層部と高層部で色彩・意匠を使い分け遠望に配慮する。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R(赤)系	4以下	8以下	YR(黄赤)系	6以下	Y(黄)系	4以下	その他の色相	2以下	N系(無彩色)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合(例:漆喰壁等)は認めるものとする。</li> </ul>
色相	彩度	明度																		
R(赤)系	4以下	8以下																		
YR(黄赤)系	6以下																			
Y(黄)系	4以下																			
その他の色相	2以下																			
N系(無彩色)	-																			
特				建築物・工作物の屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくくように配置、修景を行う。</li> </ul>															

特定届出 対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
					建築物・工作物の壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。</li> <li>周辺に参考とすべき道路後退距離がない場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面後退させるものとする。</li> <li>低層部の街なみづくりに配慮し、公開空地等を設ける。</li> <li>幹線道路沿道においては、歩道空間の充実に配慮し駐車場の入り口や敷地際の植栽、道路沿いの屋外広告物設置等に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法等を検討する。</li> </ul>
					光源	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に光源等の装飾を設置する場合は、使用する位置や量などに配慮する。</li> <li>点滅する光源等の装飾は、過剰な光が周囲に散乱しないように配置を行うとともに、光源等が形成する面積は外観の各立面の面積の5分の1以下とする。</li> </ul>	

## ②行為を行う敷地に関する事項

特定届出 対象行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
					敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の緑を継承し、積極的に緑化を図る。</li> <li>行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とすること。</li> <li>緑化にあたっては、郷土種を用いるなど樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸建て住宅の開発の場合には、できるかぎり緑化に努めるものとする。</li> </ul>
特					敷地の外構（敷地際）	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェンス・塀・垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材又は自然素材に近い色彩・素材を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。</li> </ul>
特					敷地の外構（敷地内部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。</li> <li>敷地内の屋外付帯設備等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。</li> </ul>	
特					よう壁の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。</li> </ul>	
					物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。</li> <li>高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行う。</li> <li>道路に面する部分は植栽を行い、堆積場所は道路等から遮へいを行う。</li> </ul>	

行為の制限の基準における具体的な目安

「隣接敷地・沿道の連続性」とは、両隣2軒ずつ程度（合計5軒程度）により構成されるものを最低限の目安とする。

「色彩基準」のイメージを巻末に示す。

緑化率については32ページに示す表中の植栽に応じた面積の合計について算出し、この面積が当該敷地面積の3%以上であること。

※ 視線のみちにおける建築物・工作物の高さの設定

周辺景観保全エリアの視線のみちにおいては、視点場から大和三山の稜線への眺望を確保するため、地盤面からすべての建築物、工作物等の上端までの高さが下表に示す建築物・工作物の高さを超えないこととする。

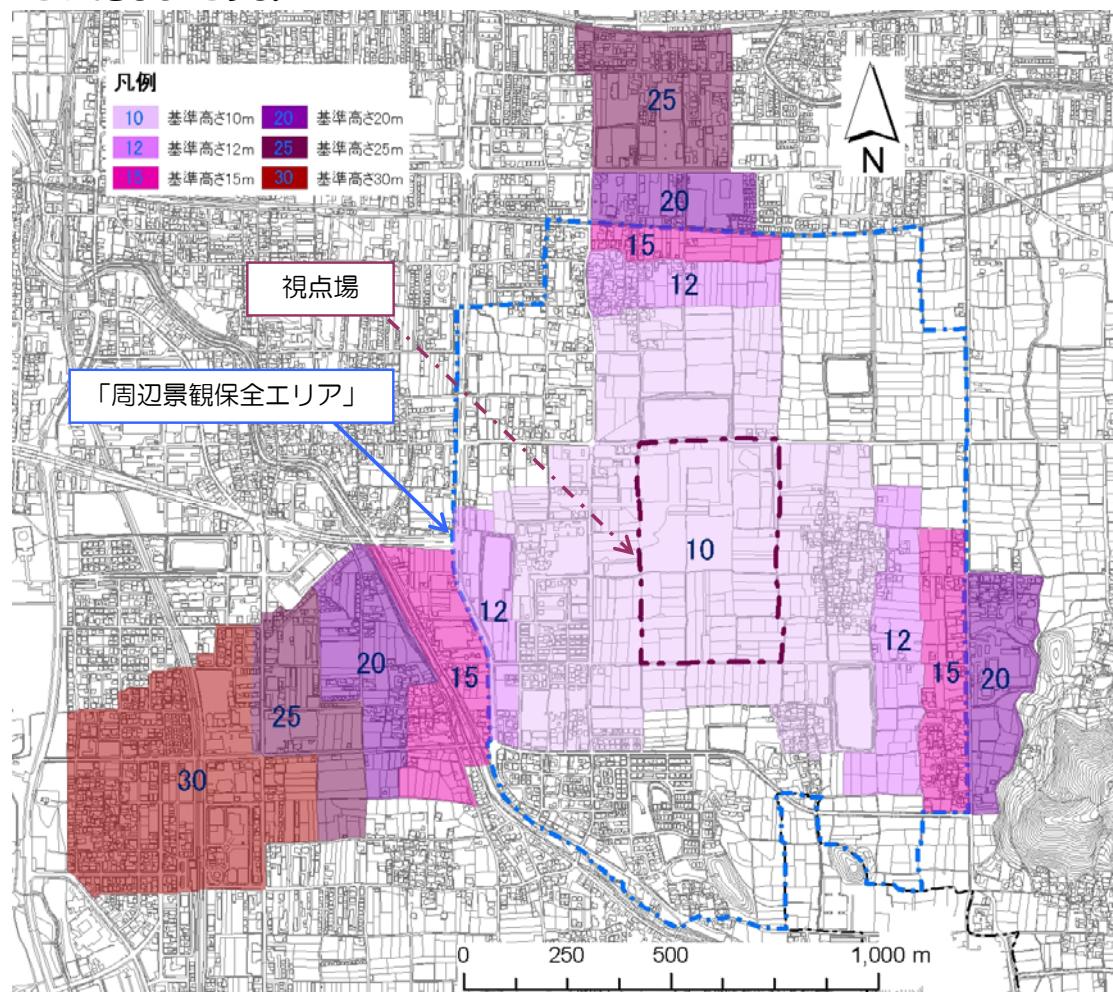
遠望景観保全エリアの視線のみちにおいては、すべての建築物、工作物等の上端までの高さは、市街化区域では高度地区の高さ、市街化調整区域では15m以下とする。

○建築物、工作物の高さ

エリア	対象	建築物・工作物の高さ
周辺景観保全 エリア	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	建築物（建築物の高さに含まれない部分を含む）及び工作物の高さは、下図の基準高さ以下とする。
遠望景観保全 エリア	及び工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	建築物（建築物の高さに含まれない部分を含む）及び工作物の高さは、市街化区域においては高度地区の高さ、市街化調整区域内においては15m以下とする

※電柱等については、適用除外とする。

※遠望景観保全エリアの視線のみちにおいては、工作物、建築物の高さに算入されない建築物、又は工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該物件の周辺或いは藤原宮跡から視た大和三山の眺望景観に調和し、景観上も充分配慮されていると認められる場合には、下図の基準高さまでは認めることができるものとする。



基準高さ指定図

## (8) 神宮・飛鳥沿道景観保全エリアにおける基準

### ①建築物・工作物に関する事項

対象行為 届出	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等														
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等																	
					建築物・工作物のボリューム・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地及び周辺の地形・自然条件との連続性・一体性が保たれるボリューム・形態とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、やむを得ない場合、空地や植栽帯など緩衝空間を設ける。</li> <li>軒線や開口部、その他の意匠等により低層部・沿道空間の調和・連続性を形成する。</li> </ul>														
					建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域については、高さを15m以下とする</li> <li>原則として、建築物の高さに算入されない部分も含む。</li> </ul>															
特					建築物の屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>低彩度かつ低明度の色彩とする（下表による）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系</td> <td>2以下</td> <td rowspan="5">5以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の有彩色</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に遠望に配慮し、山並みや田園風景に調和する意匠とする。</li> <li>市街化調整区域については、勾配屋根またはそれに類する屋根形状とする。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R系	2以下	5以下	YR系	3以下	Y系	3以下	その他の有彩色	2以下	N系(無彩色)		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合（例：いぶし銀瓦など）は、認めるものとする。</li> <li>コンクリート・金属・ガラス等の素材については、無彩色での使用に限り、デザインの質、耐候性、周辺への影響等について検討の上問題が無ければ認めるものとする。</li> <li>市街化調整区域において、建築の用途・ボリューム上、やむを得ず勾配屋根とできない場合は、パラペットの形状等により、勾配屋根に類似する工夫を施すこと。</li> </ul>
色相	彩度	明度																			
R系	2以下	5以下																			
YR系	3以下																				
Y系	3以下																				
その他の有彩色	2以下																				
N系(無彩色)																					
特					建築物の外壁、工作物等の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調（各面において10分の9以上を目安とする面積）となる色彩は、落ち着いた色彩を用いることとする（下表による）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系</td> <td>4以下</td> <td rowspan="5">8以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他の有彩色</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>N系(無彩色)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の町並み景観・色彩にあわせ、低層部・高層部で色彩・意匠を使い分ける工夫を行う。</li> </ul>	色相	彩度	明度	R系	4以下	8以下	YR系	5以下	Y系	4以下	その他の有彩色	2以下	N系(無彩色)		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において使われている歴史的な素材・意匠とする場合（例：漆喰壁など）は、認めるものとする。</li> <li>使用色の選択や組み合せ、使用面積等について、周辺との調和をふまえ、色彩の専門家等からのアドバイスを受ける。</li> </ul>
色相	彩度	明度																			
R系	4以下	8以下																			
YR系	5以下																				
Y系	4以下																				
その他の有彩色	2以下																				
N系(無彩色)																					
特					建築物・工作物の屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外設備・外階段等は道路や広場等の公共空間から見えにくくように配置、修景を行う。</li> </ul>															
					建築物・工作物の壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接敷地・沿道の連続性・ルールに基づき、壁面を後退させるものとする。</li> <li>周辺に参考すべき道路後退距離が無い場合も、ゆとりある道路空間の創出のため、壁面を後退させるものとする。</li> <li>県道橿原神宮東口停車場飛鳥線沿いの市街化調整区域については、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離を2m以上確保する。高さ10m以上又は建築面積500m<sup>2</sup>以上の建築物の場合は5m以上確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築の用途・ボリューム上、建築物全体の壁面線を揃えると道路への圧迫感が大きくなりすぎる場合、塀や垣、植栽等で壁面線の連続性を維持しながら建築物を後退させる方法や、低層部は壁面線をそろえ、上層部の壁面を後退させる方法などを検討する。</li> <li>敷地が狭小な場合又は、敷地の形状によりこれによりがたい場合は、できるだけ後退すること。</li> </ul>														

対特定 象届出 行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
					光源	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観に光源等の装飾を设置する場合は、使用する位置や量等に配慮する。</li> <li>点滅する光源等の装飾は、过剩な光が周囲に散乱しないように配置を行うとともに、光源等が形成する面積は外観の各立面の面積の5分の1以下とする。</li> </ul>	
	○				電柱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート柱、鋼管柱は濃茶色とする。</li> </ul>	
	○				地上設置型太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共空間から見えにくい位置及び規模とする。</li> <li>高さを可能な限り抑え、整然とした施設の配置を行う。</li> <li>道路に面する部分は植栽や見えにくく配慮を行う。</li> </ul>	

## ②行為を行う敷地に関する事項

対特定 象届出 行為	対象行為				制限事項	基準	特例・代替措置等
	建築物	工作物	開発行為	物件堆積等			
					敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の緑ができる限り継承し、積極的に緑化を図る。</li> <li>緑化面積は、行為地面積の3%以上とする。</li> <li>敷地の道路に面する部分は、出入り口、門、塀等と設置する部分を除き、樹木等により緑化すること。</li> <li>緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺との調和を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸建て住宅の開発の場合には、できるかぎり緑化に努めるものとする。</li> </ul>
特					敷地の外構(敷地際)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェンス、塀、垣、よう壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材またはそれらに近い色彩(濃灰・濃茶等)や素材を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の意匠・色彩との調和を意識してデザインされたものも可能。</li> </ul>
特					敷地の外構(敷地内部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道通行者、敷地内通行者等の快適性に配慮した出入口、動線とするため、植栽や舗装処理を施す。</li> <li>敷地内の屋外付属施設等は、周囲の景観に配慮し、適切な位置への設置や修景処理を行う。</li> </ul>	
特					よう壁の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や周辺敷地から望見される部分について、緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等の工夫により、単調で圧迫感のあるよう壁とならないようにする。</li> <li>市街化調整区域においては、構造上可能な限り、石積み等の自然素材により仕上げる。</li> </ul>	
					物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。</li> <li>高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行う。</li> <li>道路に面する部分は植栽を行い、堆積場所は道路等から遮へいを行う。</li> <li>堆積物を被覆する場合は、濃灰色等の景観に馴染む色の資材を用いる。</li> </ul>	

#### 行為の制限の基準における具体的な目安

「隣接敷地・沿道の連續性」とは、両隣 2 軒ずつ程度（合計 5 軒程度）により構成されるものを最低限の目安とする。

緑化率については下表の植栽に応じた面積の合計について算出し、この面積が当該敷地面積の 3 %以上であること。

緑化表

植 栽	面 積
高木（高さが 2 . 5 m 以上の樹木）	7 m <sup>2</sup>
中木（高さが 1 . 5 m 以上 2 . 5 m 未満の樹木）	3 m <sup>2</sup>
低木（高さが 0 . 5 m 以上 1 . 5 m 未満の樹木）	1 m <sup>2</sup>
芝生等（高さが 0 . 5 m 未満の樹木）	水平投影面積
樹林又は群植	水平投影面積

### 3. 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

#### 3-1 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物の制度は、良好な景観の形成に資する重要な建造物（建築物及び工作物）を指定するものであり、外観が景観上の特色を有し、以下のいずれかに該当する建造物に対して指定することができるものとする。

- ① 歴史的な集落・街道の景観を構成する歴史的建造物
- ② 中心市街地・公共施設周辺等の公共性の高い場所において景観的重要性の高いもの
- ③ 地域に広く愛されている建造物（地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われているもの）

#### 3-2 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木の制度は、良好な景観の形成に資する樹木を指定するものであり、歴史的・文化的意義や特徴的な樹容を有し、以下のいずれかに該当する樹木に対して指定することができるものとする。

- ① 歴史的な集落・街道の景観を構成する樹木
- ② 中心市街地・公共施設周辺等の公共性の高い場所において景観的重要性の高いもの
- ③ 地域に広く愛されている樹木（地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われているもの）

## 4. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

### 4-1 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出位置、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺の街並みと調和したものとする。

許可地域については、一般地区の5エリア、大和三山眺望景観保全地区の2エリアを基本として、広告物の種類毎に意匠形態の基準を設けるとともに、広告物の色彩についても全色相の彩度を制限する基準を設ける。

### 4-2 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限事項

良好な景観の形成に関する方針に基づき、周辺景観や建築物と調和した意匠等に努める。建築物や工作物の意匠と一体的に考える等、敷地全体としてまとまりがあるよう工夫する。具体的な基準等については、屋外広告物条例の許可基準による。

## 5. その他景観形成に関する事項

本市における良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な公共施設について、その整備に際しては、景観法に基づく景観重要公共施設として位置づけるなど、整備に関する事項を定め、景観特性に配慮した整備を行うこととする。

## 参考 色彩基準

### (1) 使用すべき色彩の範囲

権原市景観計画では、日本工業規格のZ8721に定める「マンセル表色系」を尺度として、基調色として使用すべき色彩の範囲を下表のとおり定める。

表 壁面基調色の色彩基準

エリア区分		彩度										明度
		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	
一般地区	自然風致保全エリア	4以下	5以下	4以下								-
	専用住宅地エリア	4以下	5以下	4以下								-
	田園・住宅地エリア	4以下	6以下	4以下								-
	沿道市街地エリア	6以下	6以下	4以下								-
	商業業務地エリア	6以下	6以下	4以下								-
保全地区 眺望景観 大和三山	周辺景観保全エリア	4以下	5以下	4以下								8以下
	遠望景観保全エリア	4以下	6以下	4以下								8以下
保全地区 沿道景観	神宮・飛鳥沿道 景観保全エリア	4以下	5以下	4以下								8以下

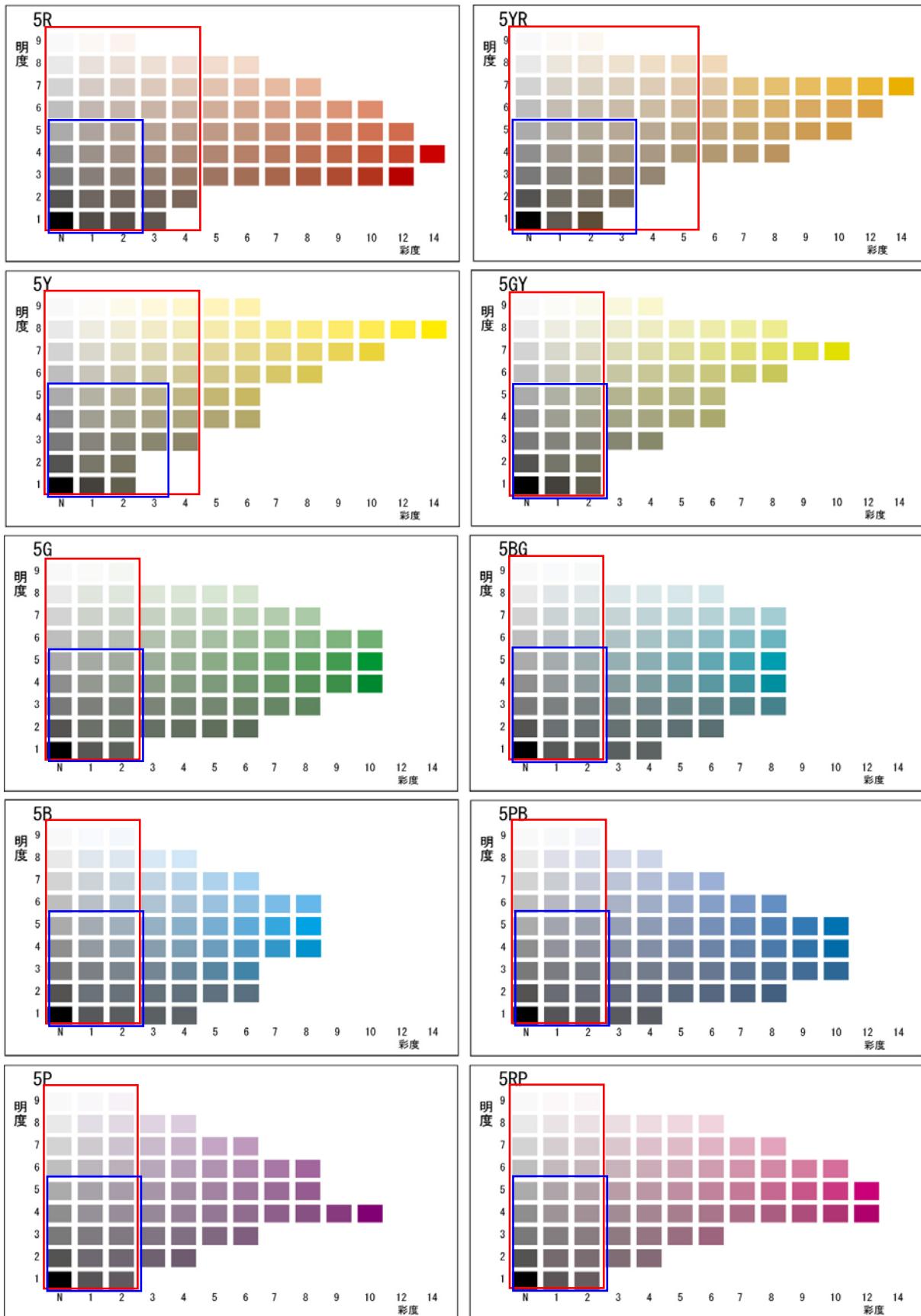
表 屋根の色彩基準

エリア区分		彩度										明度
		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	
一般地区	自然風致保全エリア	2以下	3以下	3以下								5以下
	専用住宅地エリア	4以下	5以下	4以下								5以下
	田園・住宅地エリア	4以下	5以下	4以下								5以下
	沿道市街地エリア	4以下	5以下	4以下								5以下
	商業業務地エリア	4以下	5以下	4以下								5以下
保全地区 眺望景観 大和三山	周辺景観保全エリア	2以下	3以下	3以下								5以下
	遠望景観保全エリア	2以下	3以下	3以下								5以下
保全地区 沿道景観	神宮・飛鳥沿道 景観保全エリア	2以下	3以下	3以下								5以下

(2) 色彩基準のイメージ

①自然風致保全エリアの色彩基準

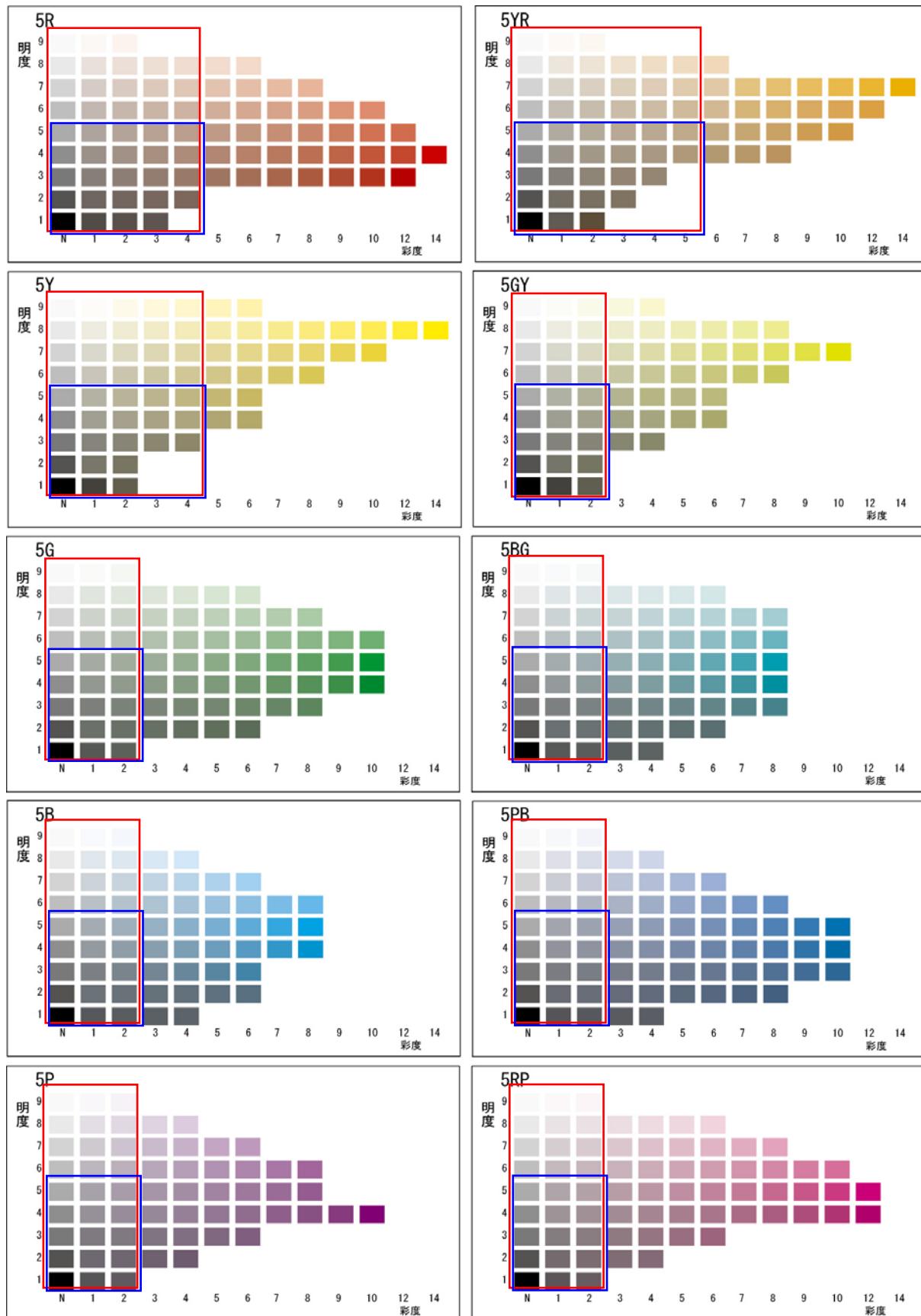
—— 壁面基調色  
—— 屋根の色



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なる。

—— 壁面基調色  
—— 屋根の色

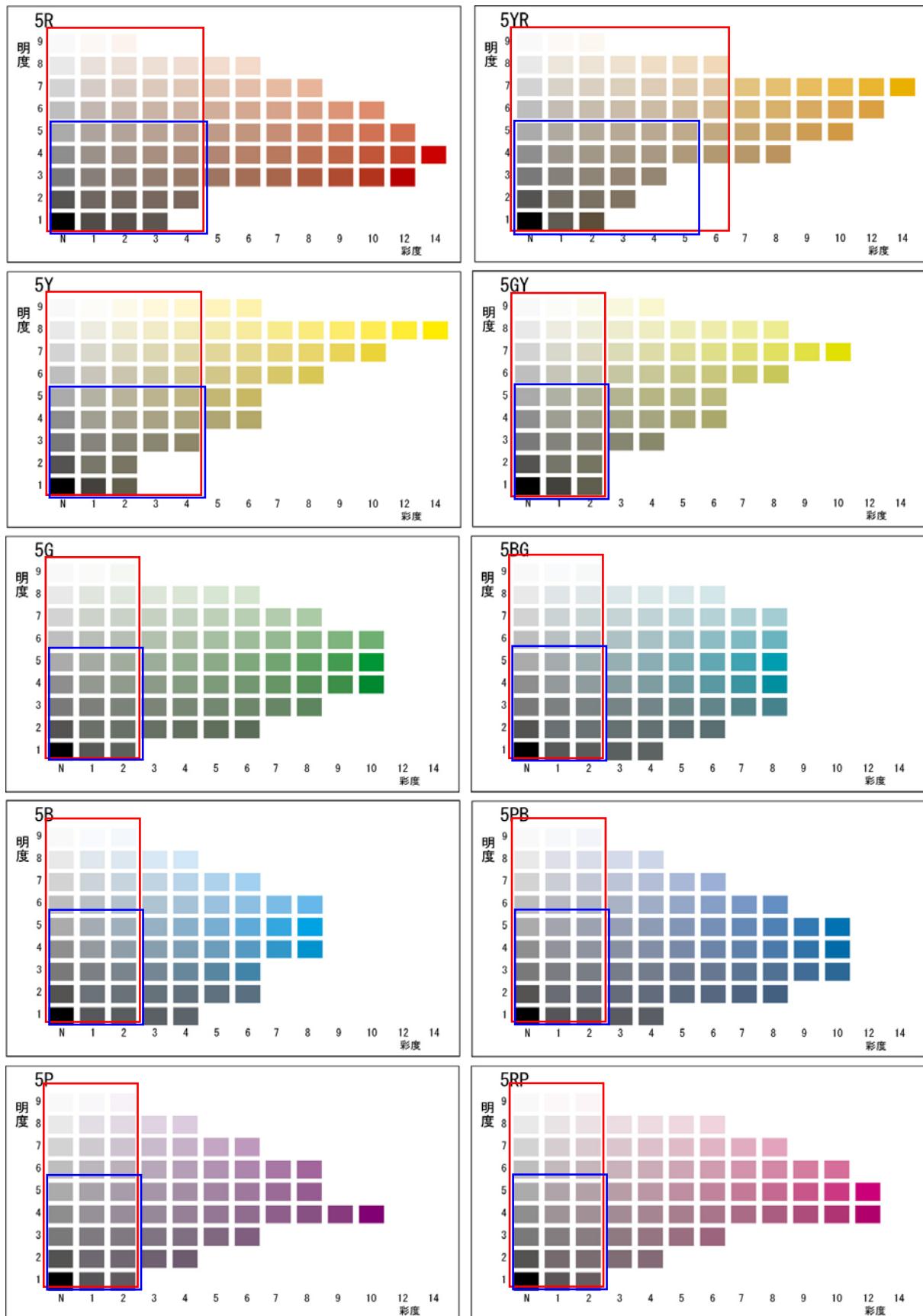
## ②専用住宅地エリアの色彩基準



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なる。

—— 壁面基調色  
—— 屋根の色

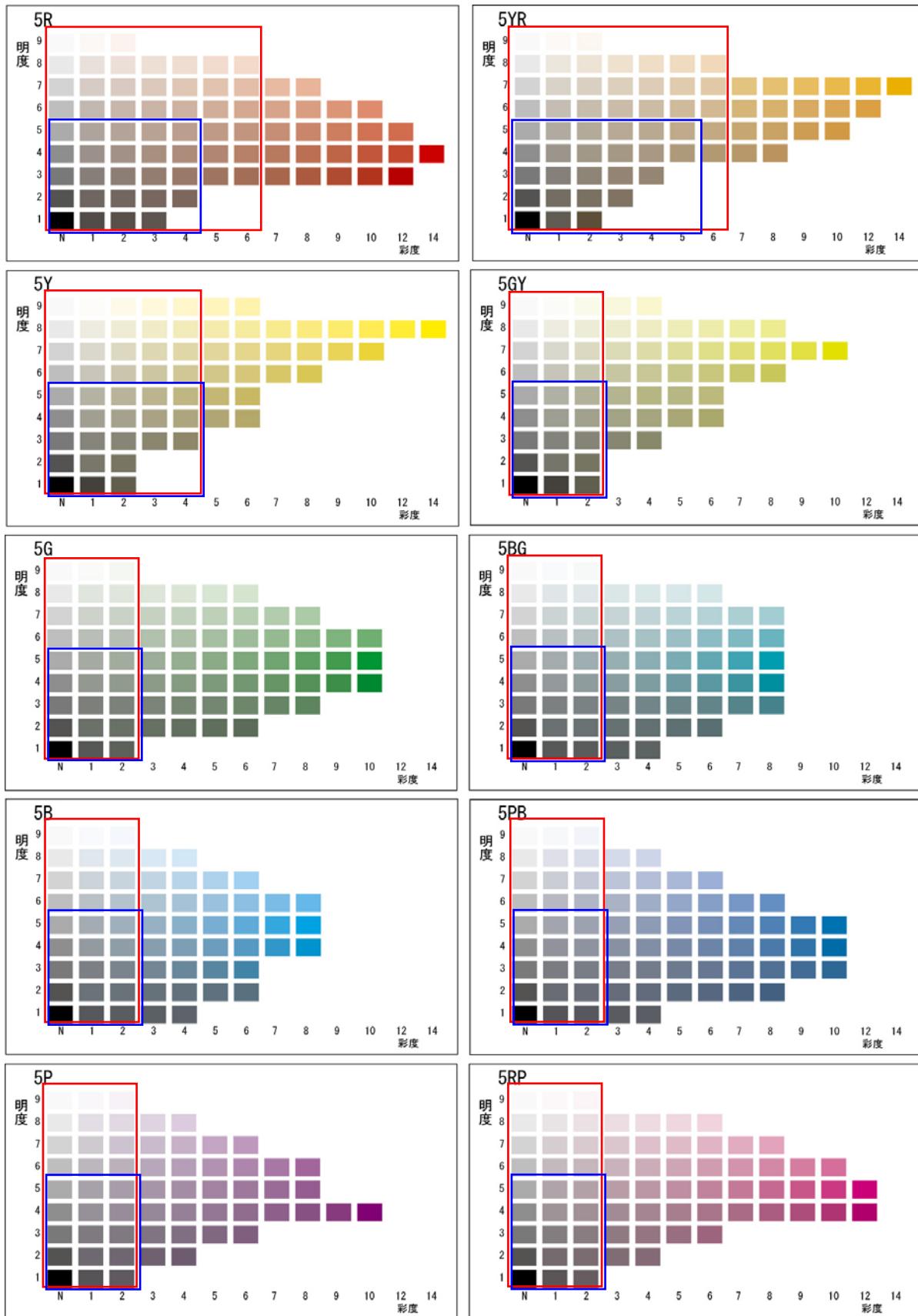
### ③田園・住宅地エリアの色彩基準



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なる。

—— 壁面基調色  
—— 屋根の色

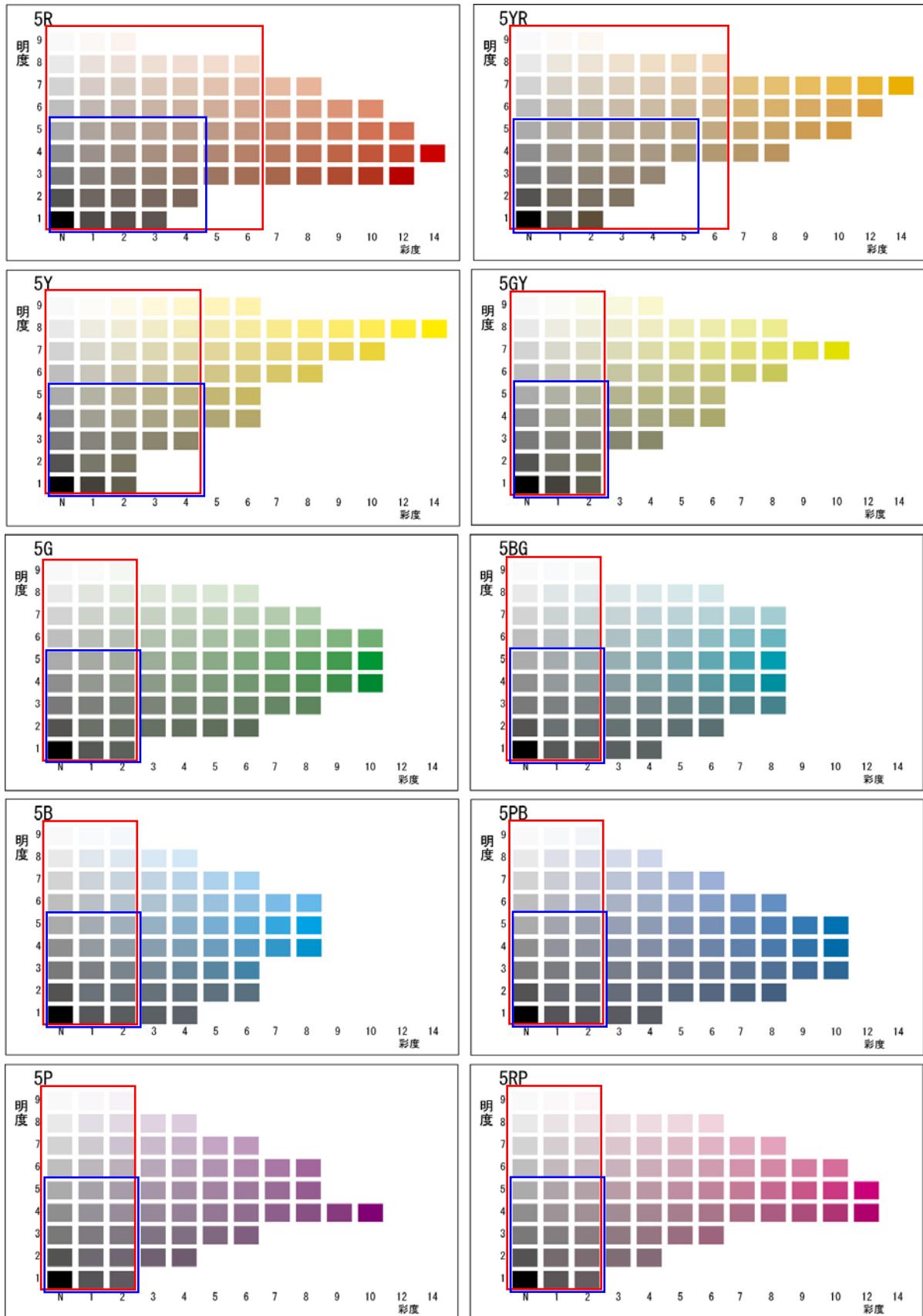
#### ④沿道市街地エリアの色彩基準



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なる。

— 壁面基調色  
— 屋根の色

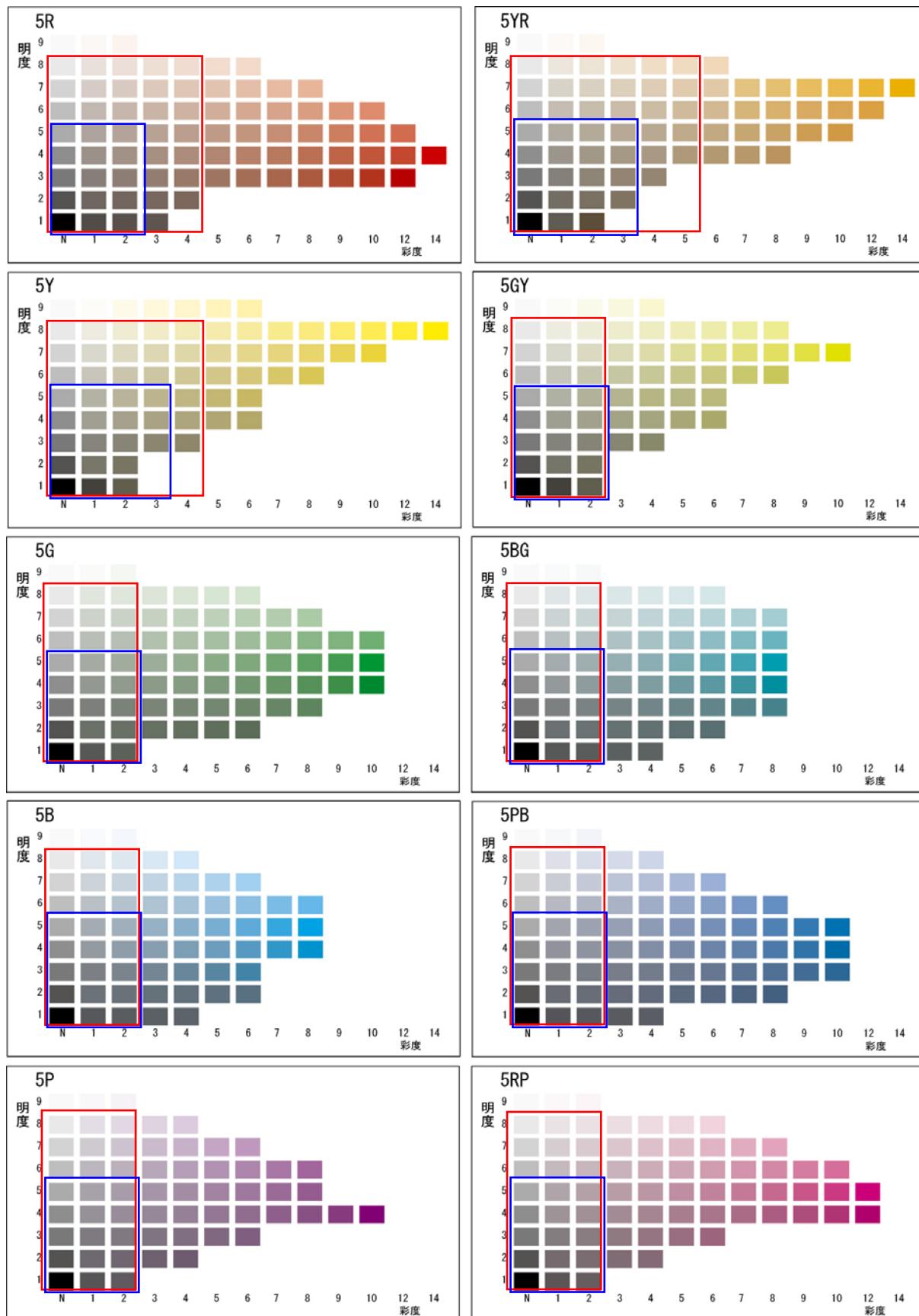
## ⑤商業業務地エリアの色彩基準



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なる。

—— 壁面基調色  
—— 屋根の色

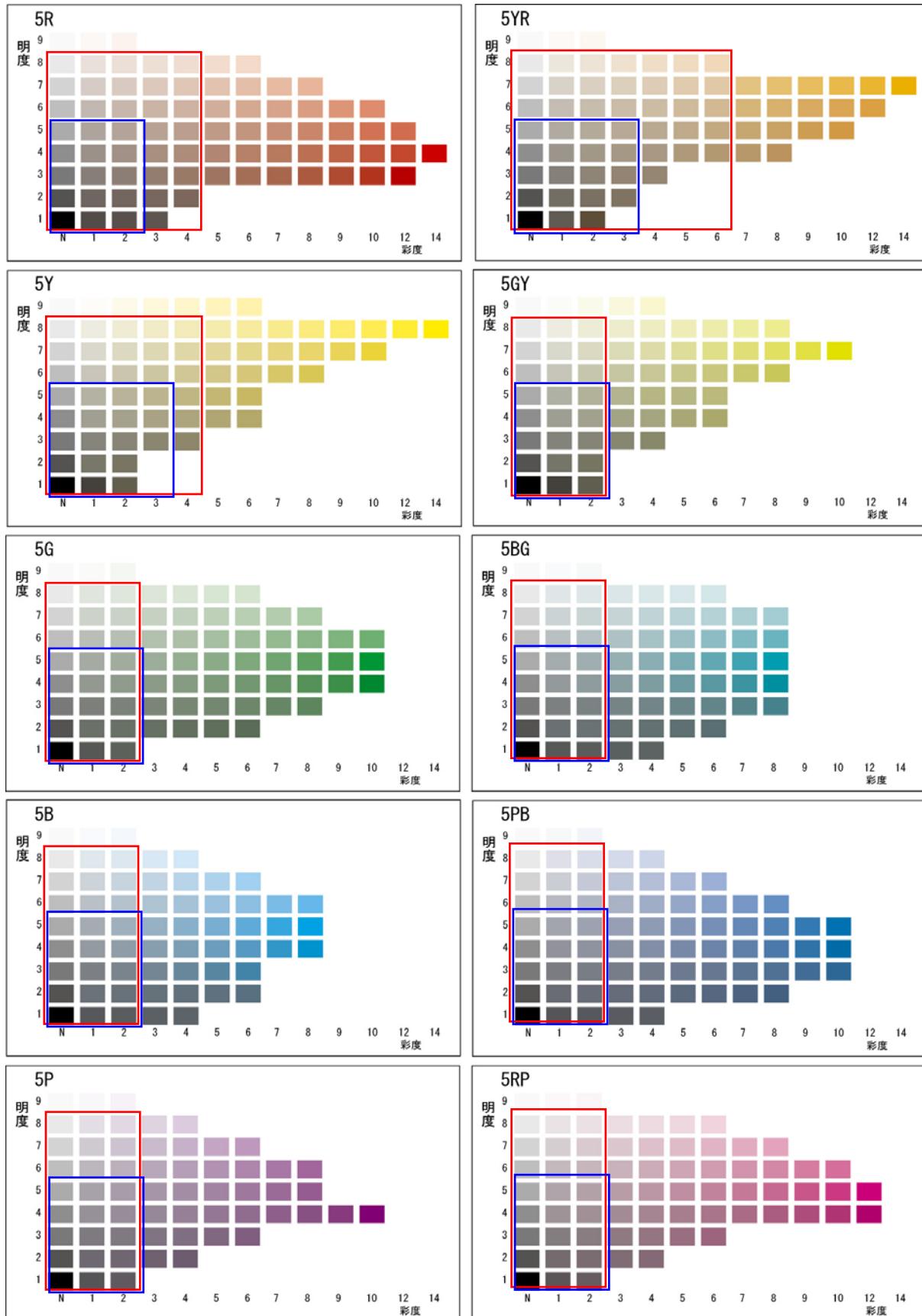
#### ⑥周辺景観保全エリアの色彩基準



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なる。

—— 壁面基調色  
—— 屋根の色

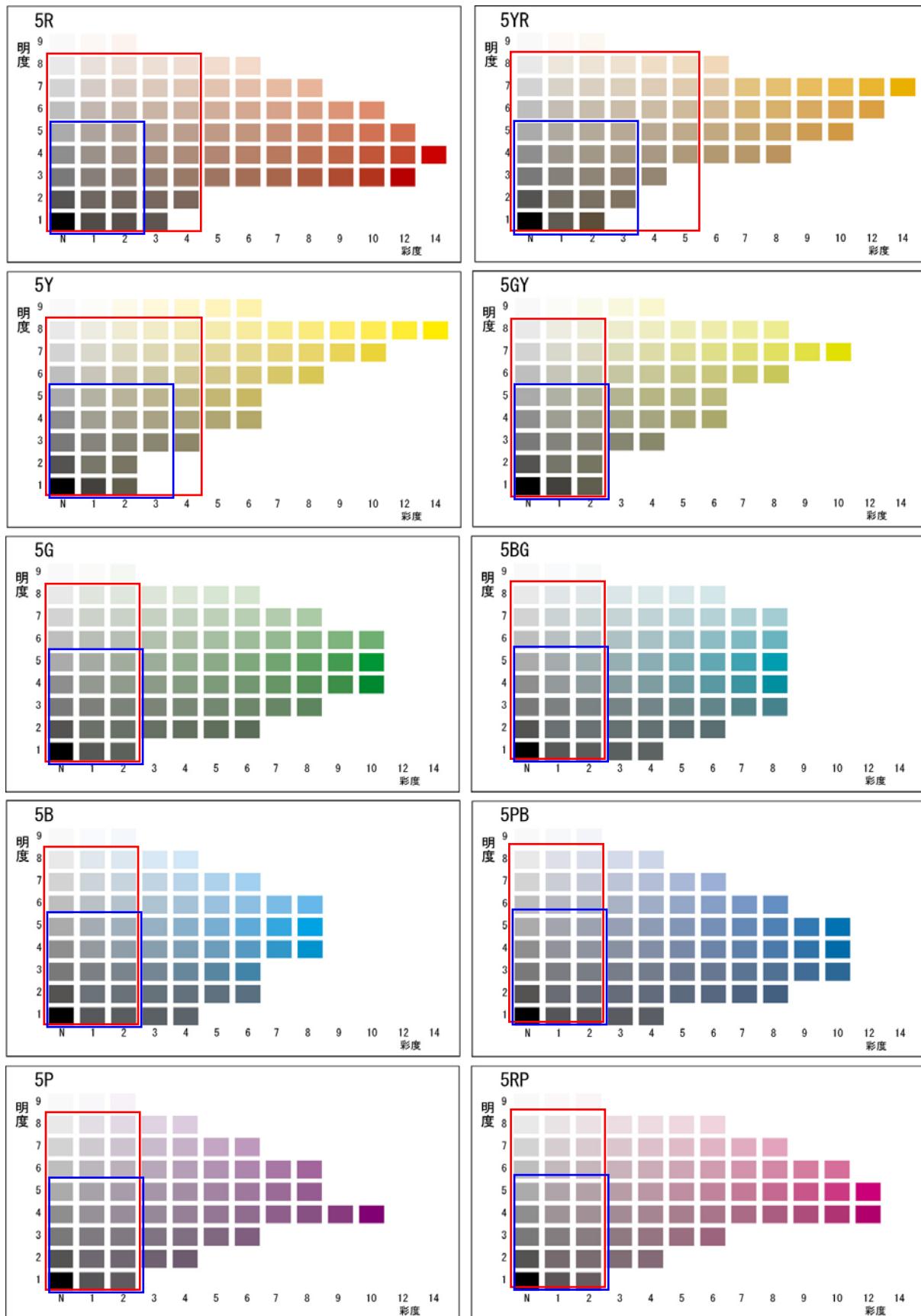
#### ⑦遠望景観保全エリアの色彩基準



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なる。

—— 壁面基調色  
—— 屋根の色

### ⑧神宮・飛鳥沿道景観保全エリアの色彩基準



※図の色は印刷によるもので色票の色とは異なる。